

登別駅周辺地区  
バリアフリー基本構想  
(案)

令和〇年（〇〇〇〇年）〇月



-目次-

1 章 基本構想策定の主旨 .....	1
1-1 策定の背景・目的 .....	1
1-2 計画期間 .....	1
1-3 基本構想の位置づけ .....	2
1-4 SDGs（Sustainable Development Goals）の取組 .....	3
2 章 登別市の概況 .....	4
2-1 人口の動向 .....	4
2-2 障がい者等の状況 .....	7
2-3 観光 .....	8
2-4 公共交通 .....	9
3 章 バリアフリー化の基本理念・基本方針 .....	12
3-1 基本理念 .....	12
3-2 基本方針 .....	12
4 章 重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路の設定 .....	13
4-1 重点整備地区の設定 .....	13
4-2 生活関連施設の設定 .....	14
4-3 生活関連経路の設定 .....	15
5 章 各種調査の結果 .....	16
5-1 まち歩き .....	16
5-2 アンケート調査 .....	21
5-3 重点整備地区における課題 .....	35
6 章 登別駅周辺地区の整備方針 .....	37
6-1 整備方針 .....	37
6-2 施設等の課題への対応方針 .....	37
7 章 実施すべき特定事業等に関する事項 .....	38
7-1 特定事業の概要 .....	38
7-2 公共交通特定事業 .....	38
7-3 道路特定事業 .....	39
7-4 都市公園特定事業 .....	40
7-5 建築物特定事業 .....	40
8 章 バリアフリー化の推進に向けて .....	41
8-1 心のバリアフリーの推進 .....	41
8-2 継続的なバリアフリー化の推進 .....	41
参考資料 .....	42

# 1章 基本構想策定の主旨

---

## 1-1 策定の背景・目的

我が国では、他の先進諸国に類をみないほど急速な高齢化が進展しており、高齢者や障がい者等を含め、あらゆる人々が活躍できる社会の実現が求められています。

そのような中で、高齢者や障がい者等の自立した日常生活や社会生活を確保するため、平成 18 年（2006 年）12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」という。）が施行されました。

登別市においては、平成 25 年（2013 年）に「登別市ぬくもりある福祉基本条例」を制定するとともに、「登別市地域福祉計画」や「登別市障がい者支援計画」等を策定し、高齢者や障がい者等の自立や社会参加等を支援するなど、施策を総合的かつ計画的に進めているところです。

全国でも有数の温泉地である登別観光の玄関口として、重要な交通結節点となっている登別駅周辺は、病院や商業施設等の都市機能が集積しており、令和 4 年（2022 年）12 月には登別市観光交流センターが建設され、今後も登別駅前広場の再整備を予定しているなど、地域経済の活性化が期待される地区となっています。

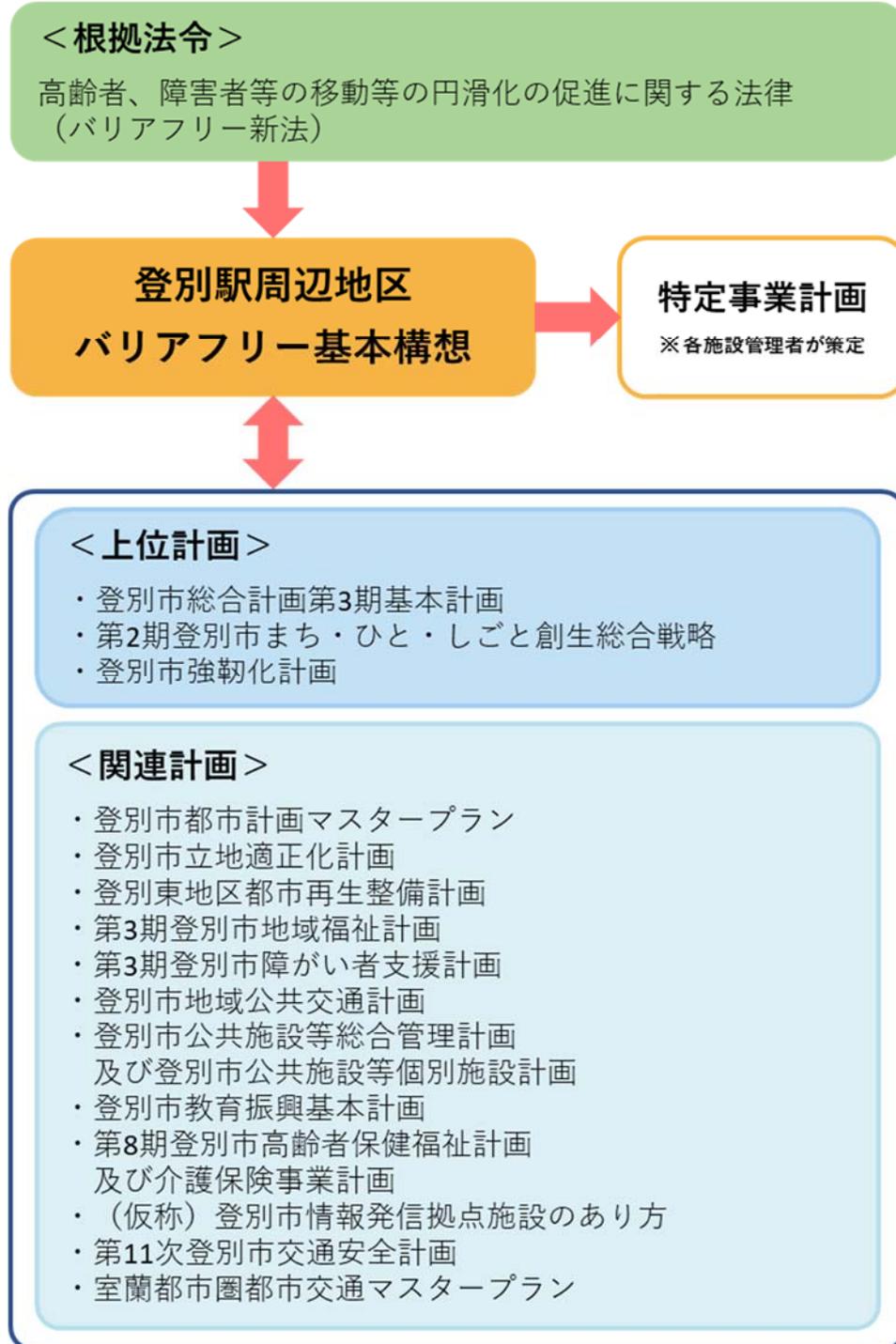
そのため、特にバリアフリー化の必要性が高い登別駅周辺地区において、面的・一体的なバリアフリー化を促進するため、バリアフリー新法に基づく「登別駅周辺地区バリアフリー基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定します。

## 1-2 計画期間

基本構想の計画期間は、令和 14 年度（2032 年度）までのおおむね 10 年とします。

### 1-3 基本構想の位置づけ

基本構想は、バリアフリー新法を根拠法令とし、「登別市総合計画第3期基本計画」をはじめとする上位計画・関連計画との連携・整合を図ります。



基本構想の位置づけ

## 1-4 SDGs (Sustainable Development Goals) の取組

SDGsとは、「Sustainable (持続可能な) Development (開発) Goals (目標)」の略称であり、平成27年(2015年)9月に「国連持続可能な開発サミット」において採択された、令和12年(2030年)までの国際社会共通の目標です。

SDGsは、持続可能な世界を実現するため、貧困や飢餓から経済成長や気候変動に至るまで、世界が抱えるさまざまな課題を包括的に掲げた17のゴール(目標)と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲において、総合的に取り組むこととしています。また、SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものとなっています。

登別市は、「登別市総合計画第3期基本計画」や「第2期登別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に基づき、将来にわたって安全・安心に住み続けることができるよう、SDGsの推進に向けた取組を進めています。

基本構想においても、SDGsの目標のうち、特に関連の強い目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」の3つの目標を実現するための取組を進めます。



SDGsの17の目標

## 2章 登別市の概況

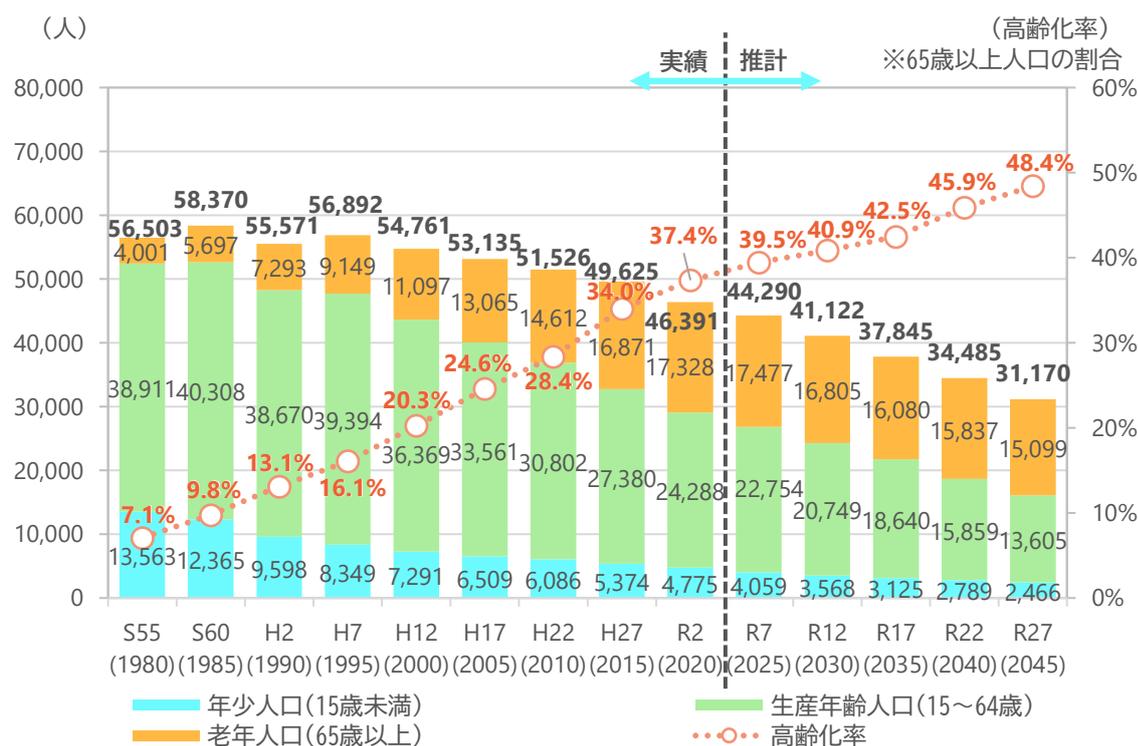
### 2-1 人口の動向

#### (1) 登別市の人口・高齢化率

登別市の人口は、昭和 58 年（1983 年）にピーク※を迎えましたが、その後減少し、平成 7 年（1995 年）頃に僅かに増加したものの、それ以降は減少を続け、令和 2 年（2020 年）は 46,391 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所によると、将来的に人口減少が進行すると予測され、令和 22 年（2040 年）には 34,485 人と、令和 2 年（2020 年）の約 7 割程度にまで減少すると予測されています。

今後も少子高齢化が進行し、令和 2 年（2020 年）には 37.4%であった高齢化率が、令和 22 年（2040 年）には 45.9%まで上昇する見通しです。また、令和 7 年（2025 年）からは、高齢者人口自体も減少する本格的な人口減少段階へ移行するものと予測されています。



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口【平成 30 年（2018 年）推計】」

#### 登別市の人口の推移と将来推計

※昭和 58 年（1983 年）9 月 30 日時点の人口は 59,481 人（登別市住民基本台帳人口統計資料より）

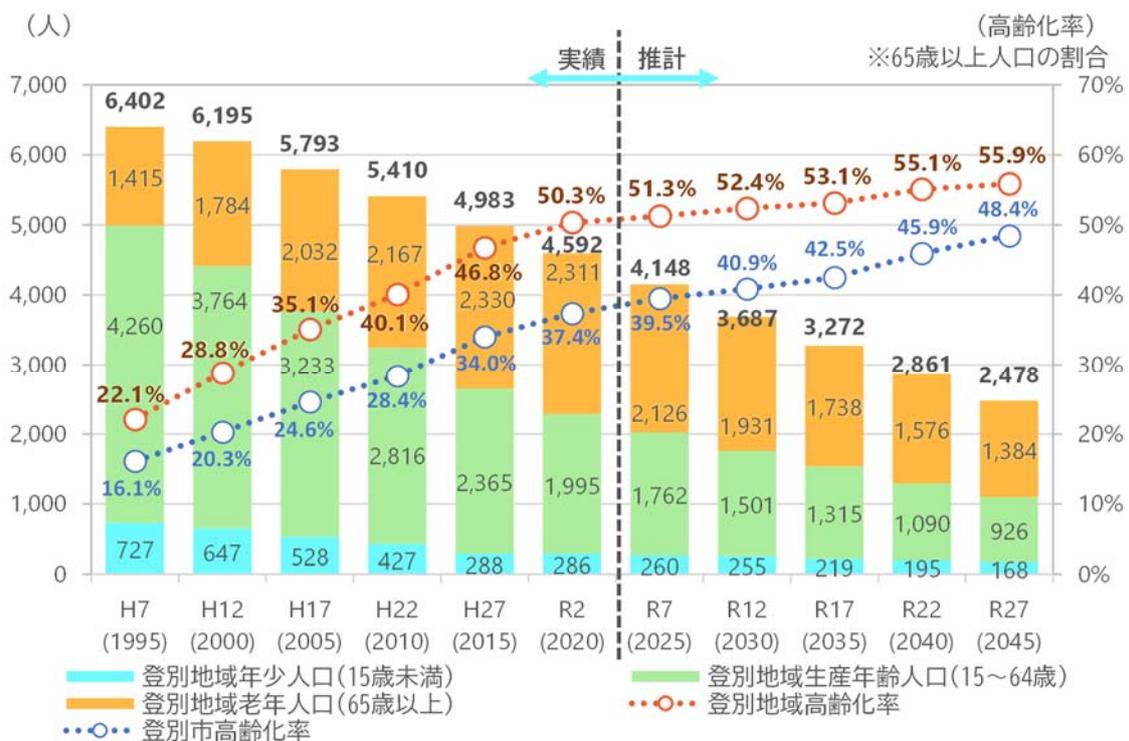
## (2) 登別地域の人口・高齢化率

登別地域の人口は減少を続けており、令和 2 年（2020 年）には 4,592 人となっています。

その一方で、高齢化率は上昇を続けており、令和 2 年（2020 年）には 50.3%と、地域内人口の約半数が高齢者となっています。

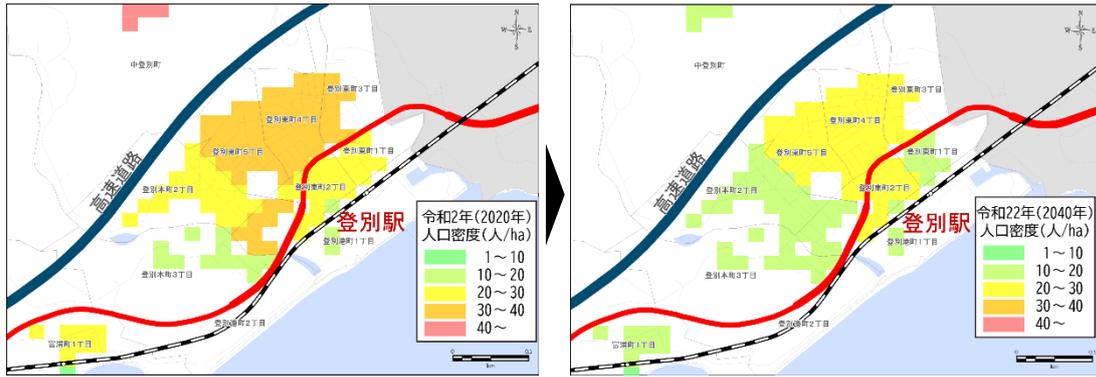
登別地域の人口密度の分布をみると、令和 2 年（2020 年）時点では国道 36 号から山側において人口密度が高いですが、令和 22 年（2040 年）には地域全体を通して低くなる見込みです。

また、高齢化率の分布をみると、令和 2 年（2020 年）から令和 22 年（2040 年）にかけて、地域全体を通して高齢化率が上昇する見込みです。



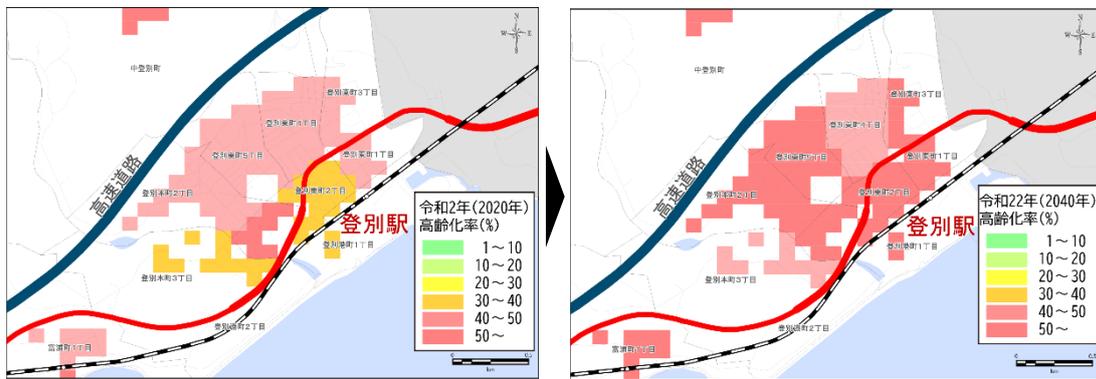
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口【平成 30 年（2018 年）推計】」

### 登別地域の人口の推移と将来推計



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口【平成30年（2018年）推計】」

### 登別地域の人口密度の推移



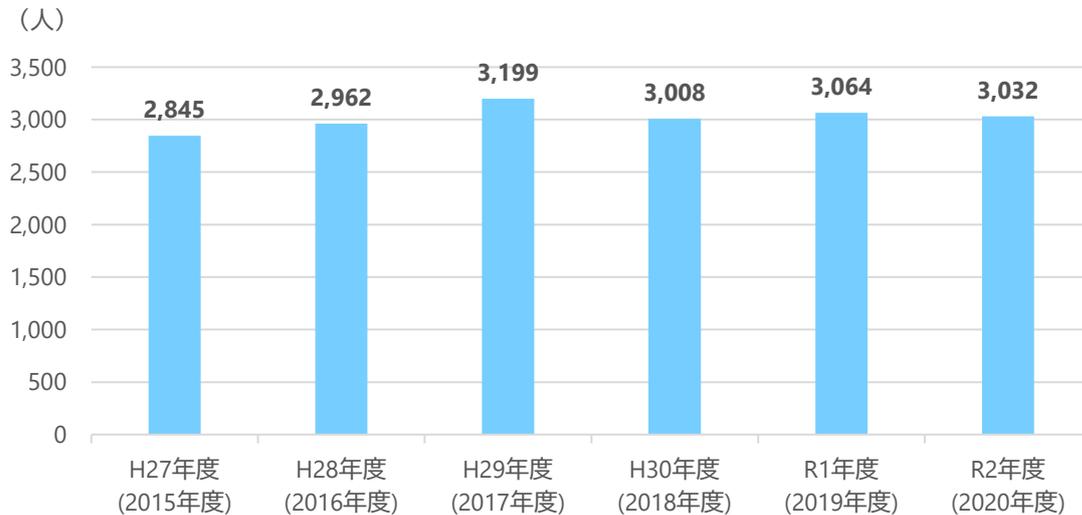
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口【平成30年（2018年）推計】」

### 登別地域の高齢化率の推移

## 2-2 障がい者等の状況

### (1) 要介護（要支援）認定者数

要介護（要支援）認定者数は、3,000 人前後で推移しています。

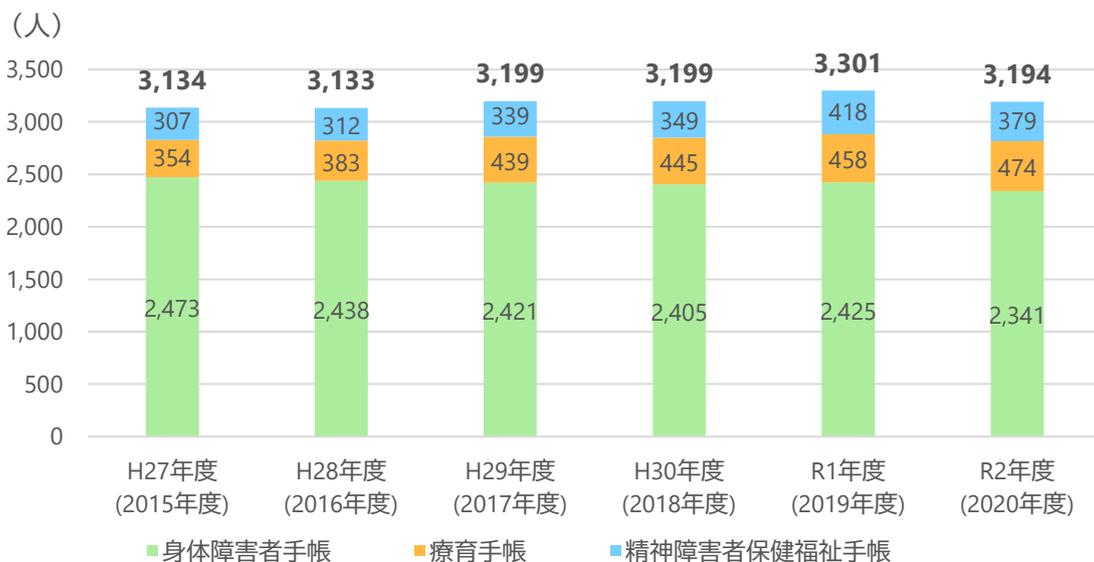


資料：第3期登別市地域福祉計画（令和4年（2022年）3月）

要介護（要支援）認定者数の推移

### (2) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者の推移をみると、全体では 3,200 人前後で推移しており、身体障害者手帳の所持者数は微減傾向にある一方で、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。



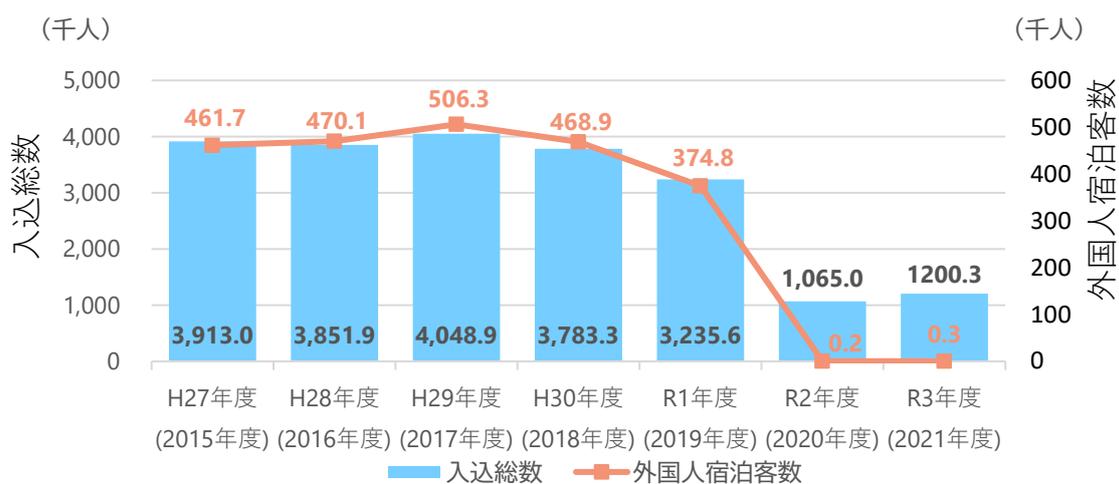
資料：第3期登別市地域福祉計画（令和4年（2022年）3月）

障害者手帳所持者数の推移

## 2-3 観光

登別市の観光入込客数の推移をみると、平成 30 年度（2017 年度）までは入込総数が約 390 万人で横ばいに推移しており、外国人宿泊客数についても約 47 万人で横ばいに推移しています。

また、令和元年度（2019 年度）から令和 3 年度（2021 年度）にかけては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により観光入込客数が減少していますが、終息後には国内外ともに増加すると予想されます。



資料：北海道「北海道観光入込客数調査報告書」

観光入込客数の推移

## 2-4 公共交通

### (1) 登別駅周辺のバス路線

登別駅周辺のバス路線をみると、国道 36 号に沿って地域間をつなぐ路線バス・都市間バスや、登別駅を起点として登別温泉方面に運行する路線バスがあります。



資料：道南バス(株)、中央バス(株)

登別駅周辺のバス路線

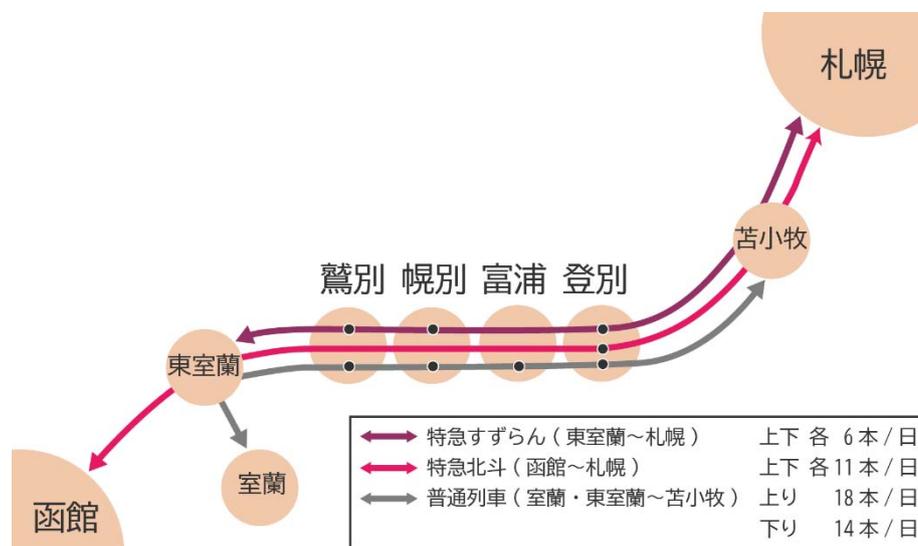
## (2) 登別駅の状況

登別市内には JR 室蘭本線が通っており、登別駅には特急北斗、特急ずすらん、普通列車が停車します。

登別駅の年間利用者数の推移をみると、平成 30 年度（2018 年度）まで増加傾向で推移しています。

また、令和元年度（2019 年度）及び令和 2 年度（2020 年度）については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により登別駅の利用者数が減少していますが、終息後には増加すると予想されます。

登別駅のバリアフリー化の状況については、点字ブロックが改札内外に整備されていますが、エレベーターや車いす対応トイレは未設置の状況です。



※普通列車については、登別駅及び萩野駅が始発・終着となる便も含む。

資料：北海道旅客鉄道㈱「駅発時刻表」（令和 4 年（2022 年）10 月時点）

### 路線と本数



資料：北海道旅客鉄道㈱

### 登別駅の年間利用者数の推移

登別駅のバリアフリー化の状況

点字 ブロック	エレベータ ー	車いす対応 トイレ	その他
○	×	×	「話せる券売機」設置

## 3章 バリアフリー化の基本理念・基本方針

### 3-1 基本理念

「登別市総合計画第3期基本計画」で掲げる6つのテーマのうち、『やさしさと共生するまち』を基本理念とします。

やさしさと共生するまち

### 3-2 基本方針

基本理念に基づき5つの基本方針を定め、バリアフリー化を推進します。

#### (1) 安全・安心な空間づくり

高齢者や障がい者等を含め、すべての方が安全・安心して活動できるよう、「登別市ぬくもりある福祉基本条例」等に基づき、バリアフリーを含めたユニバーサルデザインに配慮した空間づくりに努めます。

#### (2) 長期的な視点による段階的なバリアフリー化

地域全体をバリアフリー化するまでには多大な資金と長い期間が必要なため、長期的な視点を持ちながら、バリアフリーの実現に向けて段階的に改善していきます。

#### (3) 関係機関との連携と市民参画

効果的・効率的な整備を進めるため、事業者や国・北海道・登別市の連携を図るとともに、市民ニーズや地域の特性に配慮したバリアフリー化の取組を進めます。また、市民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備に努めます。

#### (4) 冬期間の積雪・凍結に対する配慮

効果的な歩道の除雪や地域住民との連携による凍結防止剤の散布等、冬期間においても安全に通行できる歩行空間の確保に努めます。

#### (5) 心のバリアフリーの推進

障がいのある方に対する正しい理解が得られるよう、各種広報や福祉教育等のあらゆる機会を通じて、ノーマライゼーション理念の普及啓発を行います。

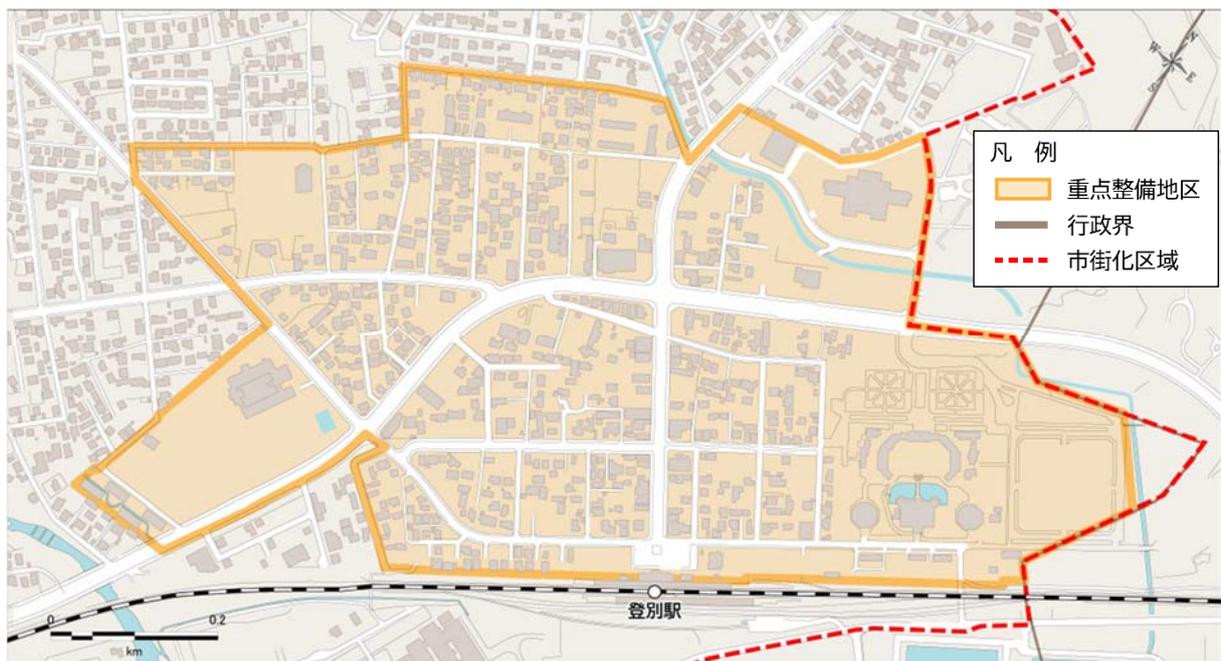
## 4章 重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路の設定

### 4-1 重点整備地区の設定

バリアフリー新法第2条第24号に基づき、国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の次の要件を考慮して、特に優先してバリアフリー化の実施が必要であると認められる地区を「重点整備地区」として設定します。

#### 【重点整備地区の要件】

- ①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化が特に必要な地区
- ③バリアフリー化を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区



重点整備地区

## 4-2 生活関連施設の設定

重点整備地区内に立地しており、相当数の高齢者や障がい者等が利用する施設について、その利用実態に応じて次の考え方を考慮したうえで、優先的にバリアフリー化を実施する必要性のある施設を「生活関連施設」として設定します。

なお、設定された生活関連施設のすべてが特定事業を実施するものではありません。

### 【生活関連施設設定の考え方】

- ①高齢者や障がい者を含む不特定多数の方が利用する施設
- ②公共性・公益性が高く、かつ、これらの施設相互間で車両を用いずに移動することが見込まれる施設
- ③高齢者や障がい者等が日常生活・社会生活において利用する施設

生活関連施設一覧

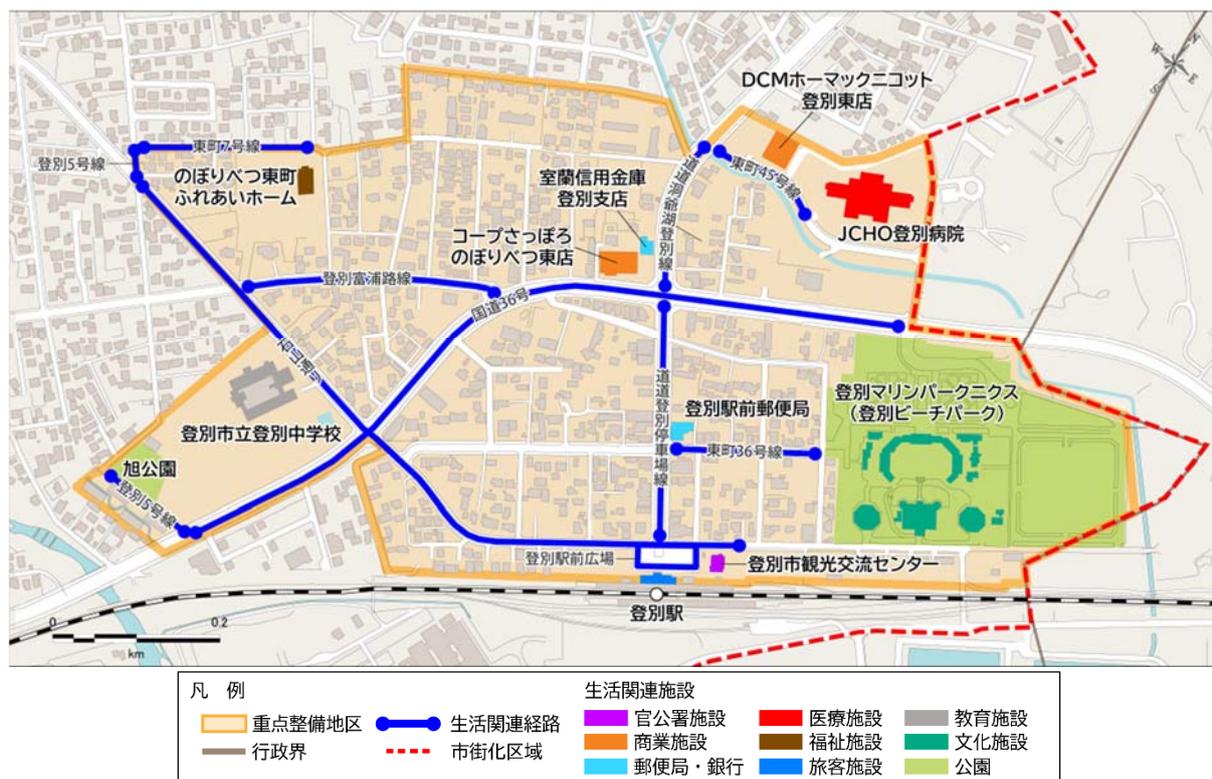
分類	施設名
官公署施設	登別市観光交流センター
医療施設	JCHO 登別病院
教育施設	登別市立登別中学校
商業施設	DCM ホーマックニコット 登別東店
	コープさっぽろ のぼりべつ東店
福祉施設	のぼりべつ東町ふれあいホーム
文化施設	登別マリンパークニクス
郵便局 ・銀行	登別駅前郵便局
	室蘭信用金庫 登別支店
旅客施設	登別駅
公園	登別ビーチパーク
	旭公園

### 4-3 生活関連経路の設定

生活関連施設にアクセスするために必要な道路のうち、優先的にバリアフリー化を実施する必要性のある道路を「生活関連経路」として設定します。

生活関連経路一覧

管理者	路線名等	区間等
北海道開発局	国道 36 号	登別マリパークニクス前 ～ 登別 5 号線
北海道	道道洞爺湖登別線	東町 45 号線 ～ 国道 36 号
	道道登別停車場線	登別駅前広場
登別市	東町 45 号線	道道洞爺湖登別線 ～ JCHO 登別病院前
	東町 36 号線	—
	石山通り	登別市観光交流センター前 ～ 登別 5 号線
	登別富浦路線	国道 36 号 ～ 石山通り
	登別 5 号線	・石山通り ～ 東町 7 号線 ・国道 36 号 ～ 旭公園前
	東町 7 号線	のぼりべつ東町ふれあいホーム前 ～ 登別 5 号線



生活関連施設・生活関連経路

# 5章 各種調査の結果

## 5-1 まち歩き

### (1) 目的

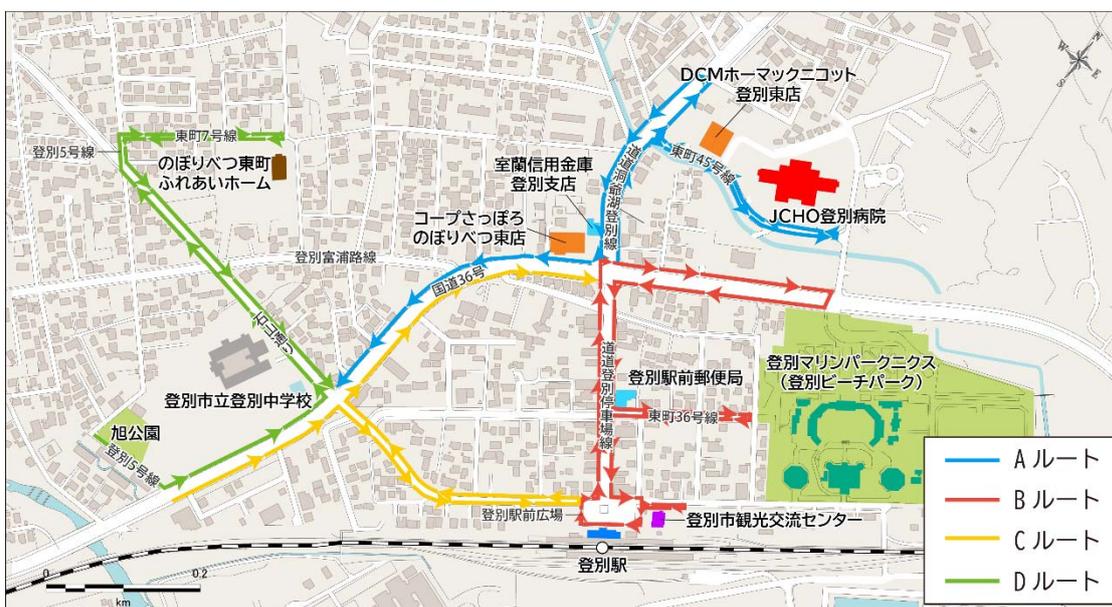
重点整備地区内において障壁（バリア）となっている箇所や課題を把握するため、実際に現地を歩いて点検する現地調査を行うとともに、調査終了後は、バリアフリー化に向けた課題や要望等について、ワークショップ形式より意見交換を行いました。

当日は、車いすを使用した疑似体験を行い、障がいのある方の視点での課題の把握に努めました。

### (2) 実施概要

日時	令和4年（2022年）7月25日（月）10:00～15:30
参加者	委員22名、事務局ほか16名

### (3) 現地調査ルート



現地調査ルート

#### (4) 主な意見

##### ①生活関連施設

施設名	主な意見
コープさっぽろ のぼりべつ東店	・店舗入口の車いす用スロープの勾配がきつい。
のぼりべつ東町 ふれあいホーム	・施設の出入口まで砂利道になっており、車いすでは入れない。
室蘭信用金庫 登別支店	・駐車場の車が歩道側にはみ出ており、通行に支障がある。
登別駅	・駅舎の出入口が開き戸になっており、車いすでは出入りしづらい。
旭公園	・駐車場がない。 ・公園内に点字ブロックがない。 ・東屋の周りに段差がある。 ・トイレに向かうための園路がない。

## ②道路

路線名・区間	主な意見
<p>国道 36 号 (登別マリンパークニクス前 ～登別 5 号線)</p>	<p>&lt;歩道&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点字ブロックが断片的であり、機能していない。</li> <li>・点字ブロックが薄い。</li> <li>・幅員の広い従道路の交差点部に横断歩道や点字ブロックがなく、横断時に危険。</li> <li>・インターロッキングの歩道はガタガタで通行しづらい。</li> <li>・車道と歩道の間段差が大きい。</li> <li>・歩道の車道側への勾配がきつい。</li> <li>・切り下げ部の勾配がきつい。</li> <li>・車いすではグレーチングにはまる。</li> <li>・歩道上に砂が散乱しており、すべりやすくなっている。</li> <li>・雑草が生い茂っており、通行時の障害になっている。</li> <li>・植栽が歩道にはみ出ており通行に支障がある。</li> </ul> <p>&lt;交通安全施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横断時の信号の青時間が短い。</li> <li>・信号機に音響装置が付いていない。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道上に路上駐車されており、通行の妨げになっている。</li> <li>・避難看板の位置が高く、車いすでは気づかない。</li> <li>・バス待合所が車いすでは使えない。</li> </ul>
<p>道道洞爺湖登別線 (東町 45 号線～国道 36 号)</p>	<p>&lt;歩道&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点字ブロックが断片的であり、機能していない。</li> <li>・バス停やゴミステーションにより歩道が狭くなっている。</li> <li>・路面がガタガタで通行しづらい。</li> <li>・橋梁の段差が大きく通行しづらい。</li> <li>・幅員の広い従道路に一時停止線や横断歩道がない。</li> </ul> <p>&lt;交通安全施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横断時の信号の青時間が短い。</li> <li>・信号機の押しボタンの位置が高い。</li> </ul>

	<p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス待合所が車いすでは使えない。</li> <li>・駐車場の車が歩道側にはみ出ており、通行に支障がある。</li> </ul>
<p>道道登別停車場線 (登別駅前広場)</p>	<p>&lt;歩道&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点部分の勾配がきつい。</li> <li>・車いすではグレーチングにはまる。</li> <li>・インターロッキングの歩道はガタガタで通行しづらい。</li> <li>・植栽や消火栓、プランターなど障害物がある。</li> <li>・駅前広場に続く歩道がない。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス停前に用途の不明な柱が立っている。</li> <li>・電話 BOX は車いすでは入れない。</li> </ul>
<p>東町 45 号線 (道道洞爺湖登別線～ JCHO 登別病院前)</p>	<p>&lt;歩道&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院までのルートに点字ブロックがない。</li> <li>・点字ブロックが断片的であり、機能していない。</li> <li>・幅員の広い従道路に一時停止線や横断歩道がない。</li> <li>・病院から薬局へ向かうための横断歩道がない。</li> <li>・歩道の高さの切り替わりが通行しづらい。</li> </ul>
<p>東町 36 号線</p>	<p>&lt;歩道&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点部分の勾配がきつい。</li> <li>・インターロッキングの歩道はガタガタで通行しづらい。</li> <li>・点字ブロックの位置が車道より手前すぎる。</li> <li>・植栽やプランターなど障害物がある。</li> <li>・横断歩道の色が薄く、わかりづらい。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街灯が少ない。</li> </ul>
<p>石山通り (登別市観光交流センター前 ～登別 5 号線)</p>	<p>&lt;歩道&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点字ブロックが破損している。</li> <li>・歩道に点字ブロックがない。</li> <li>・歩道の車道側への勾配がきつい。</li> <li>・切り下げ部の勾配がきつい。</li> <li>・歩道が狭い。</li> <li>・歩道の舗装が悪く、ガタガタになっている。(特にマ</li> </ul>

	<p>ンホールの周り)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道が凸凹で通行しづらい。</li> <li>・車道と歩道との段差が大きい。</li> <li>・植栽が歩道にはみ出ており通行に支障。</li> <li>・雑草が生い茂っており、通行時の障害となっている。</li> <li>・横断歩道が薄くなっている。</li> </ul> <p>&lt;交通安全施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信号機に音響装置が付いていない。</li> <li>・横断歩道に信号機がない。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難看板の位置が高く、車いすでは気づかない。</li> <li>・歩道に休憩できるベンチが欲しい。</li> <li>・街灯が少ない。</li> </ul>
<p>登別 5 号線 (国道 36 号～旭公園前)</p>	<p>&lt;歩道&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・片側に歩道がない。</li> <li>・ゴミステーションが歩道上にあり、通行しづらい。</li> <li>・歩道と車道との段差が大きい。</li> </ul>
<p>東町 7 号線 (のぼりべつ東町ふれあいホーム前～登別 5 号線)</p>	<p>&lt;歩道&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両側に歩道がない。</li> <li>・車いすではグレーチングにはまる。</li> <li>・マンホールの周りがガタガタになっている。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街灯が少ない。</li> </ul>

## 5-2 アンケート調査

### (1) 目的

登別駅や周辺施設、道路、公共交通機関の利用状況及びバリアフリー化に対する住民ニーズを把握するため、登別駅周辺地区に居住する方を対象として、郵送によるアンケート調査を実施しました。

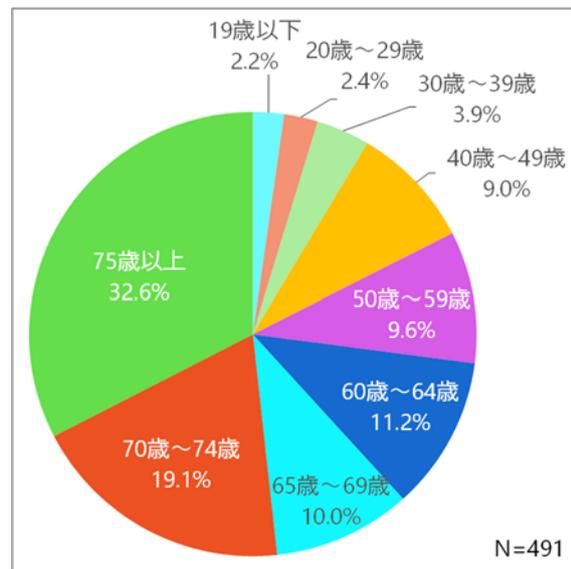
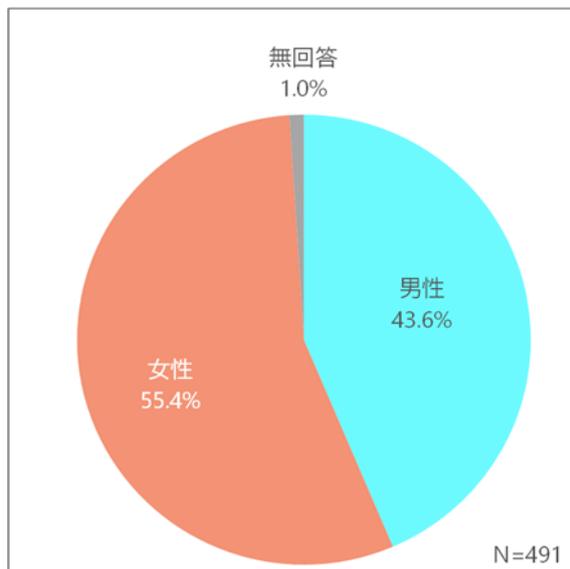
### (2) 実施概要

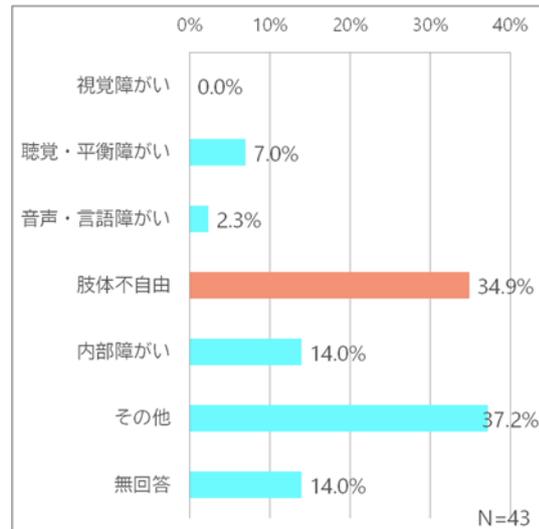
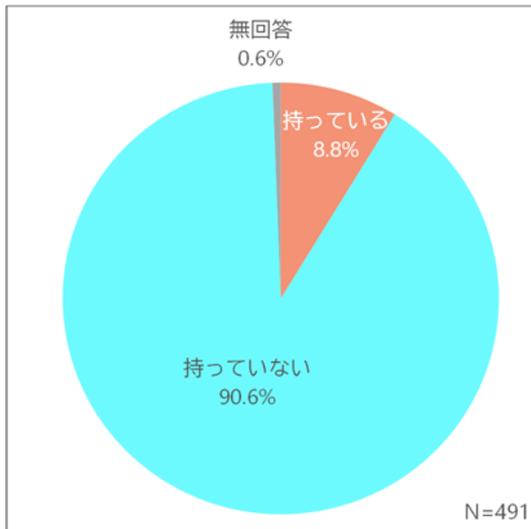
調査対象	登別駅周辺地区に居住する満 16 歳以上の男女
調査期間	令和 4 年（2022 年）8 月 17 日（水）～8 月 31 日（水）
配付数	1,570 票
回収数 (回収率)	491 票（31.3%）
配付・回収 方法	郵送配付・郵送回収

<注意> 数値は表示単位未満を四捨五入して掲載しているため、合計値は必ずしも 100%とはなりません。

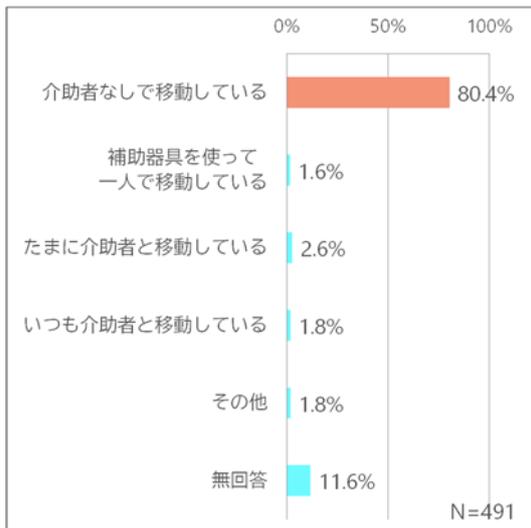
### (3) 調査結果

#### ①回答者属性

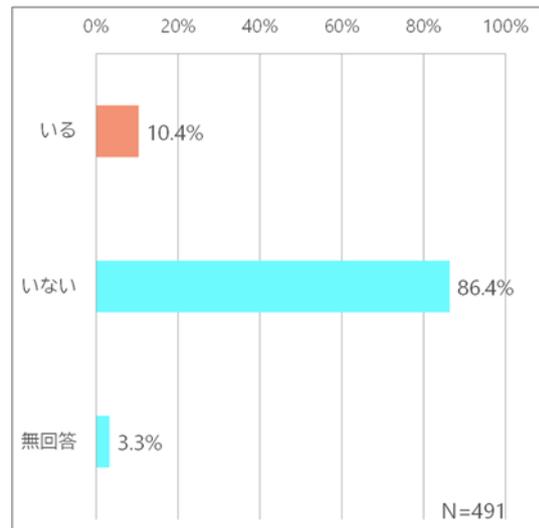




### 障害者手帳の所持状況と障がいの種類



移動時の介助の有無



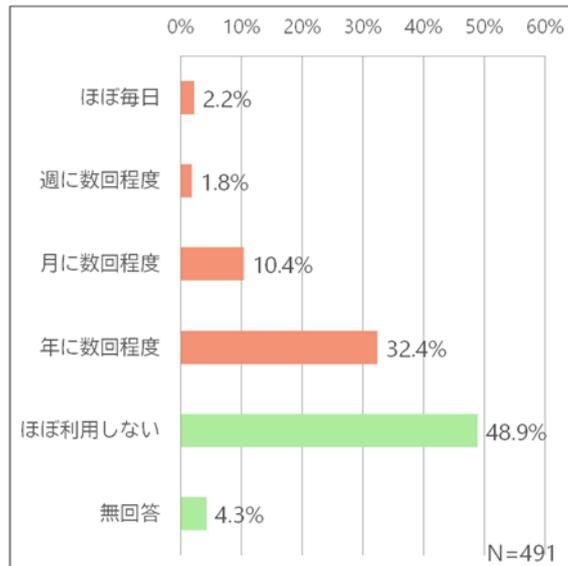
同居家族の介助の有無

## ②JR（登別駅）の利用状況

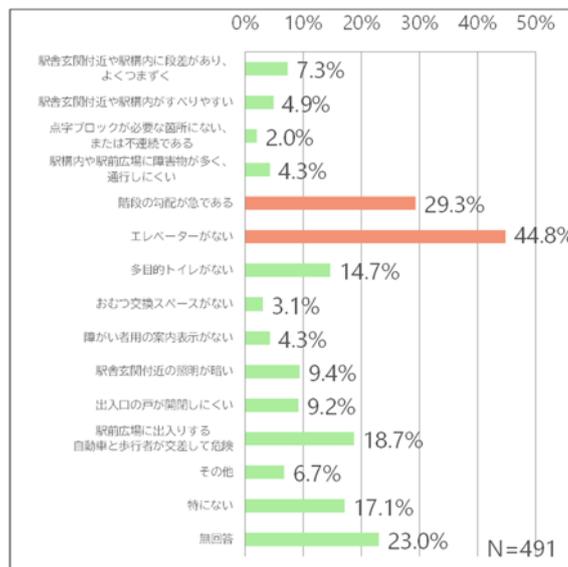
Q1：あなたは日常生活の中で JR（登別駅） をどの頻度で利用しますか？  
また、利用する際にお困りの点はありますか？

利用頻度について、「年に数回程度」以上の利用は合計で 46.8%でした。

また、利用する際に困っている点については、「エレベーターがない」が 44.8%と最も多く、次いで「階段の勾配が急である」が 29.3%でした。



利用頻度（単一回答）



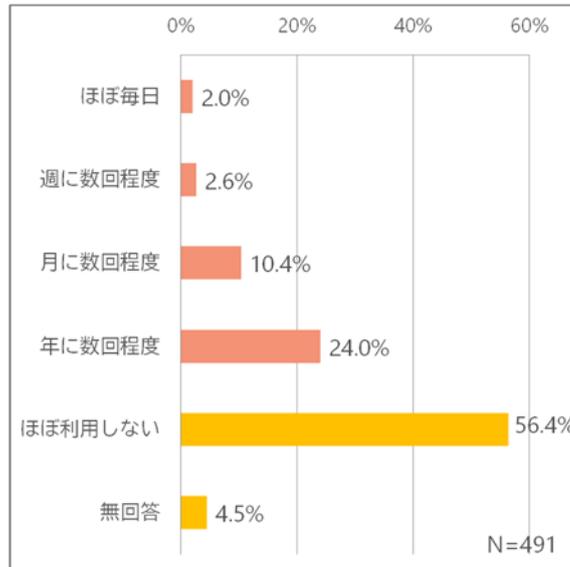
利用する際に困っている点（複数回答）

### ③バスの利用状況

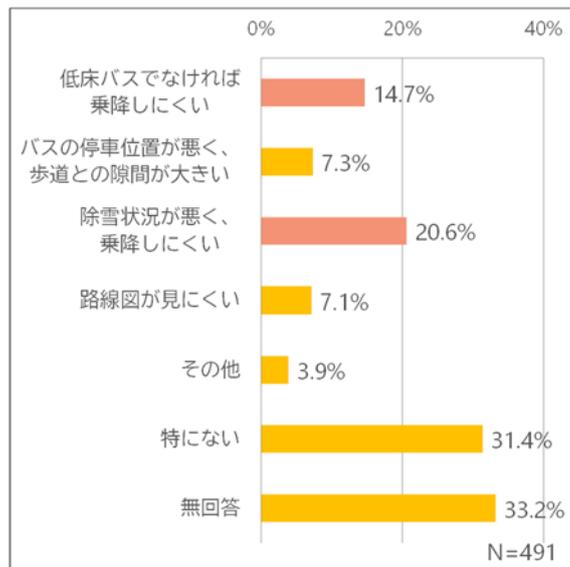
Q2：あなたは日常生活の中でバスをどの頻度で利用しますか？  
また、利用する際にお困りの点がありますか？

利用頻度について、「年に数回程度」以上の利用は合計で39.1%でした。

また、利用する際に困っている点については、「除雪状況が悪く、乗降しにくい」が20.6%と最も多く、次いで「低床バスでなければ乗降しにくい」が14.7%でした。



利用頻度（単一回答）



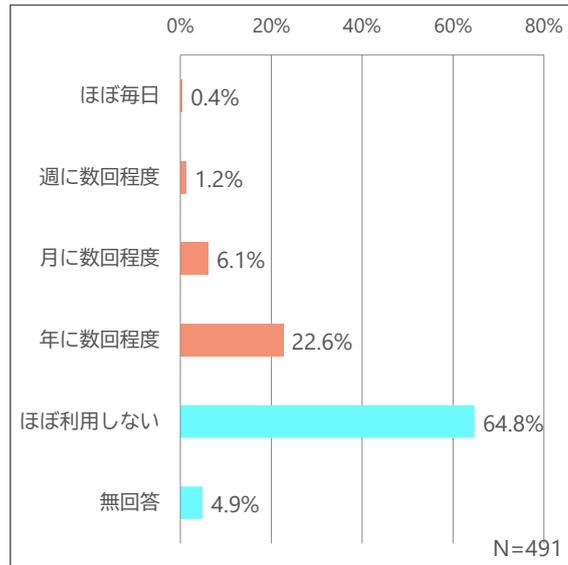
利用する際に困っている点（複数回答）

#### ④タクシーの利用状況

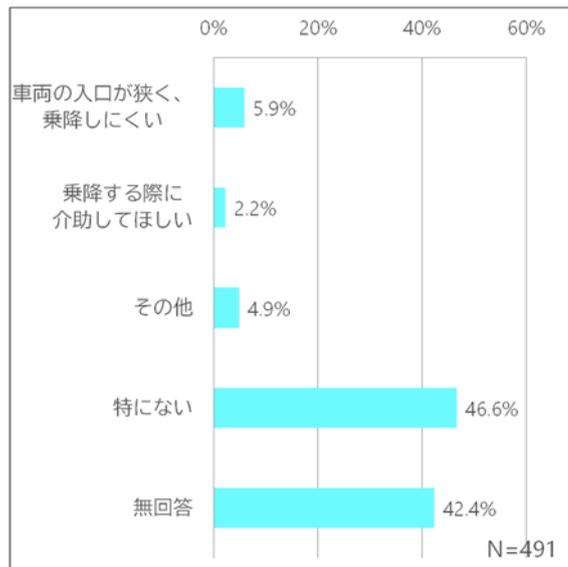
Q3：あなたは日常生活の中でタクシーをどの頻度で利用しますか？  
また、利用する際にお困りの点はありますか？

利用頻度について、「年に数回程度」以上の利用は合計で30.3%でした。

また、利用する際に困っている点については、「車両の入口が狭く、乗降しにくい」が5.9%、「乗降する際に介助してほしい」が2.2%でした。



利用頻度（単一回答）



利用する際に困っている点（複数回答）

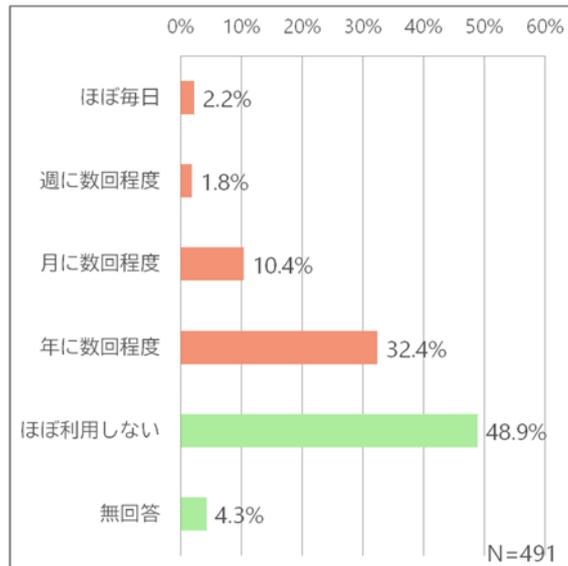
## ⑤登別駅周辺施設の利用状況

Q4：あなたは日常生活の中で次の施設をどの頻度で利用しますか？  
また、利用する際にお困りの点はありませんか？

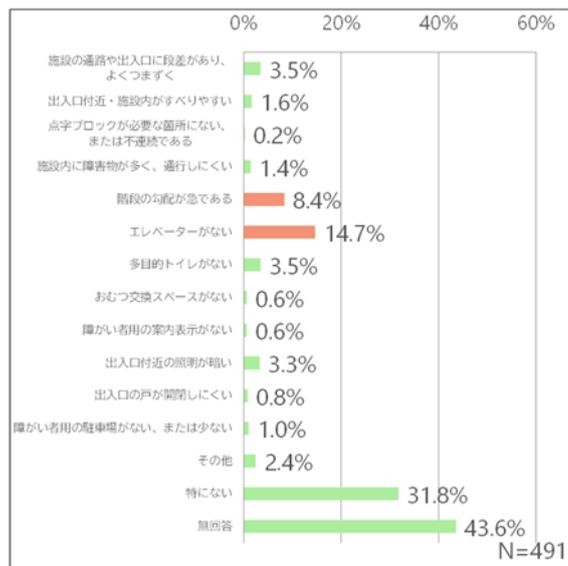
### ●登別支所（登別市婦人センター）

利用頻度について、「年に数回程度」以上の利用は合計で53.8%でした。

また、利用する際に困っている点については、「エレベーターがない」が14.7%と最も多く、次いで「階段の勾配が急である」が8.4%でした。



利用頻度（単一回答）

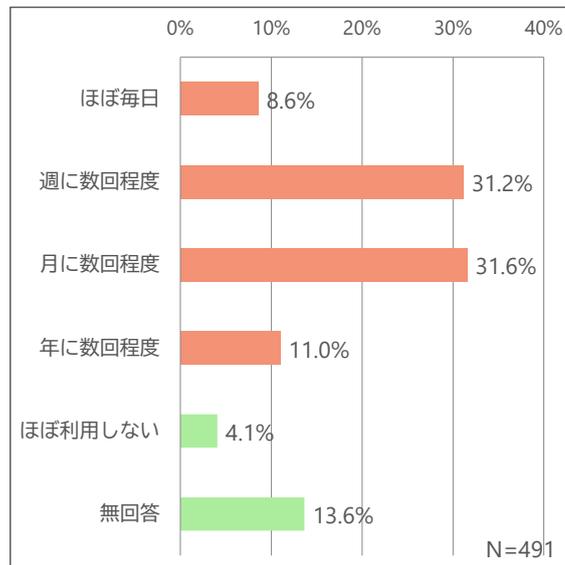


利用する際に困っている点（複数回答）

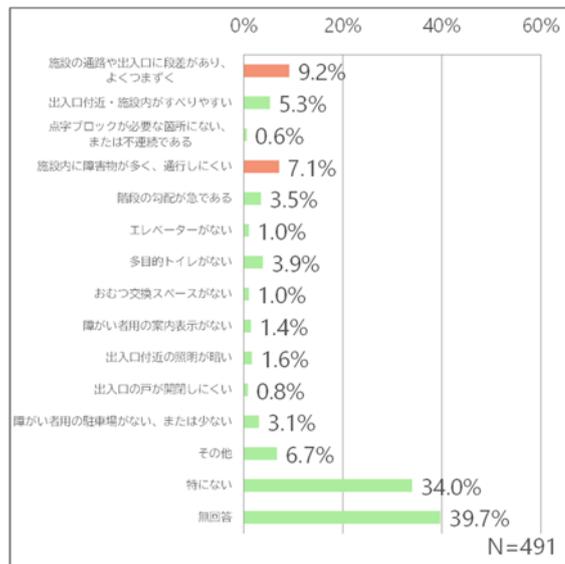
## ●コープさっぽろのぼりべつ東店

利用頻度について、「年に数回程度」以上の利用は合計で 82.3%でした。

また、利用する際に困っている点については、「施設の通路や出入口に段差があり、よくつまづく」が 9.2%と最も多く、次いで「施設内に障害物が多く、通行しにくい」が 7.1%でした。



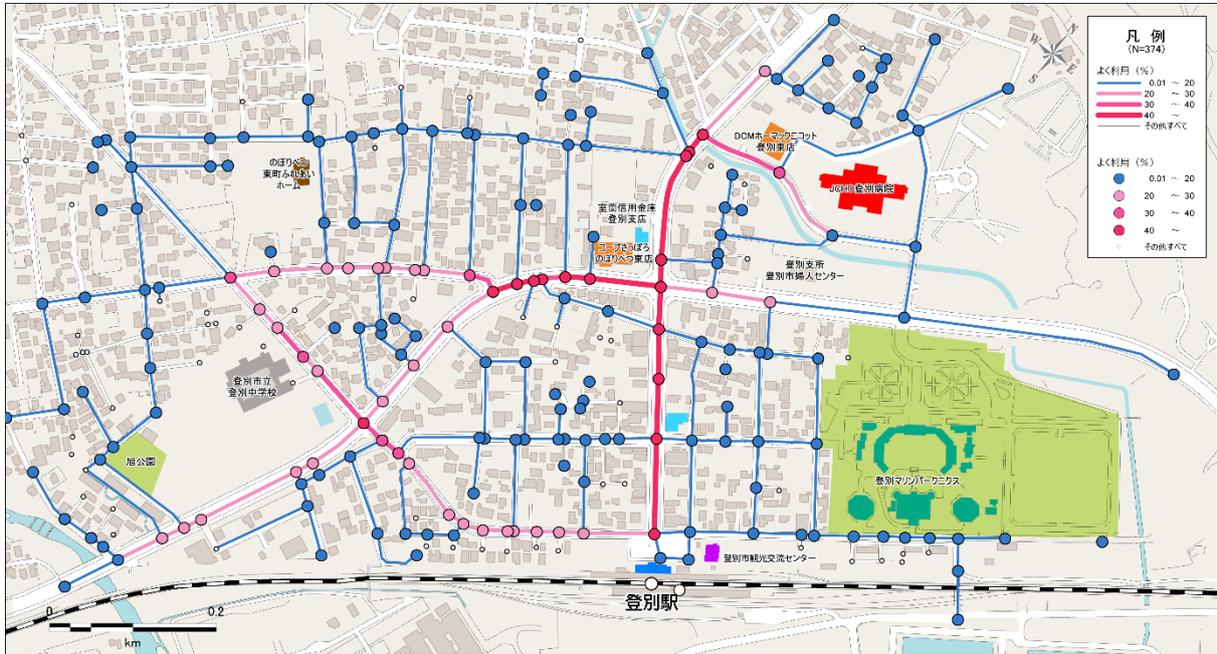
利用頻度（単一回答）



利用する際に困っている点（複数回答）

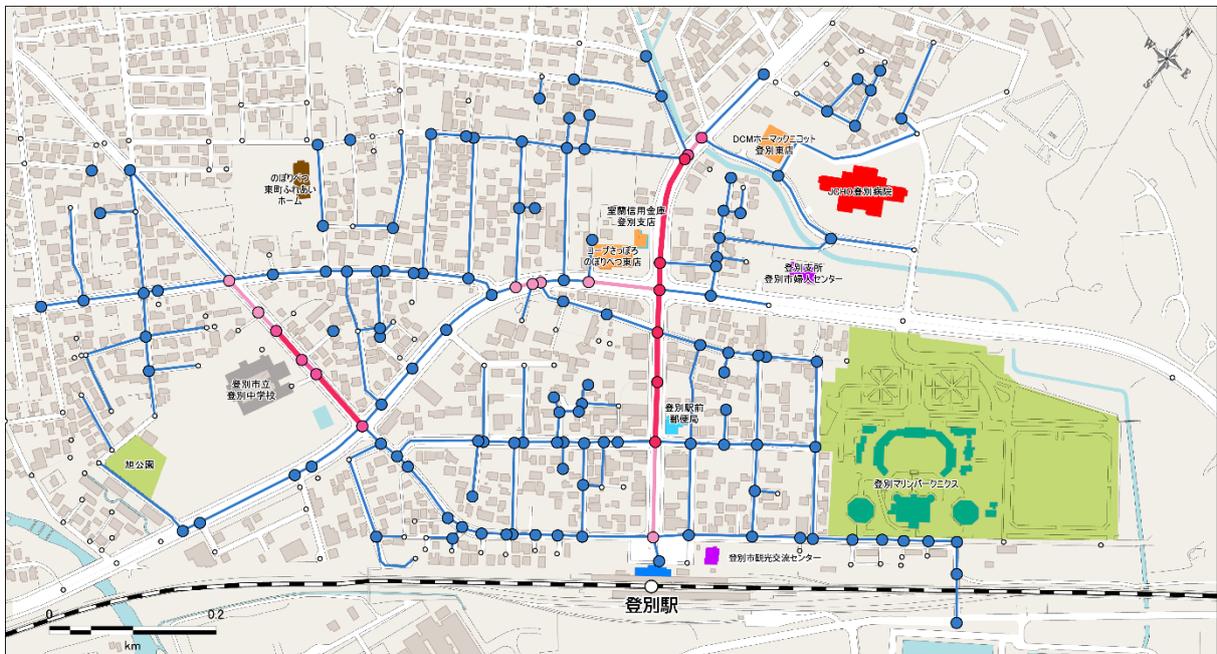
## ⑥道路の利用状況

Q5：各地点において、あなたが「よく利用する道路」を教えてください。  
また、道路を利用する際に、危険を感じた場所・区間とその内容について教えてください。

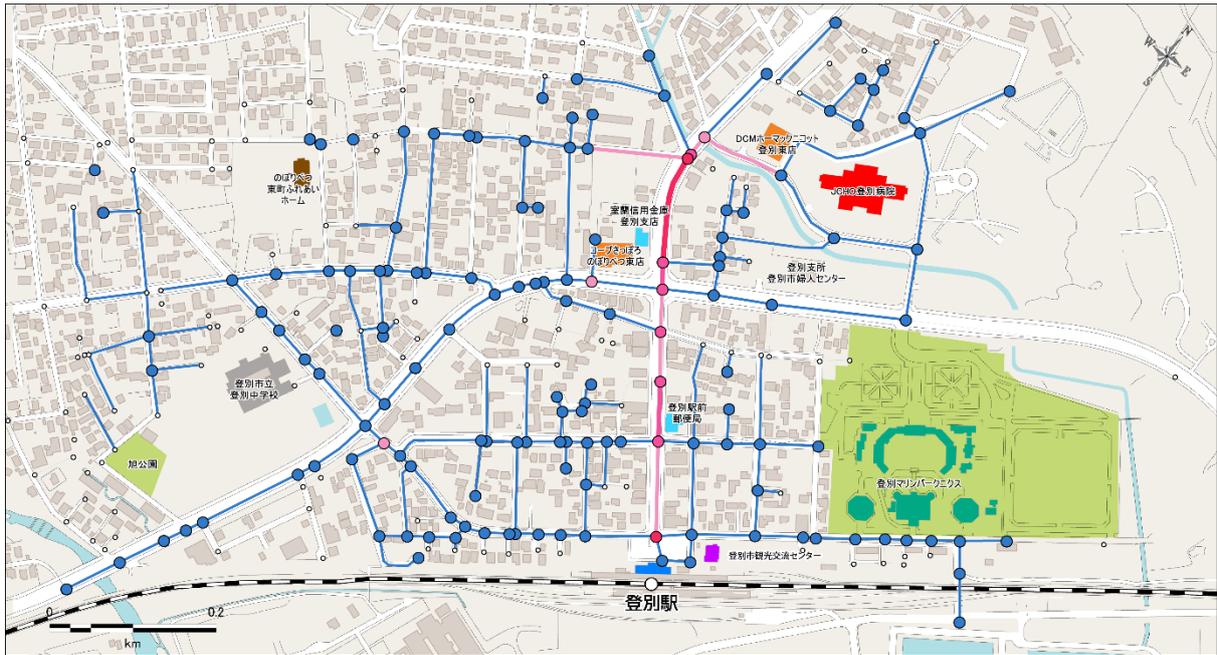


よく利用する道路

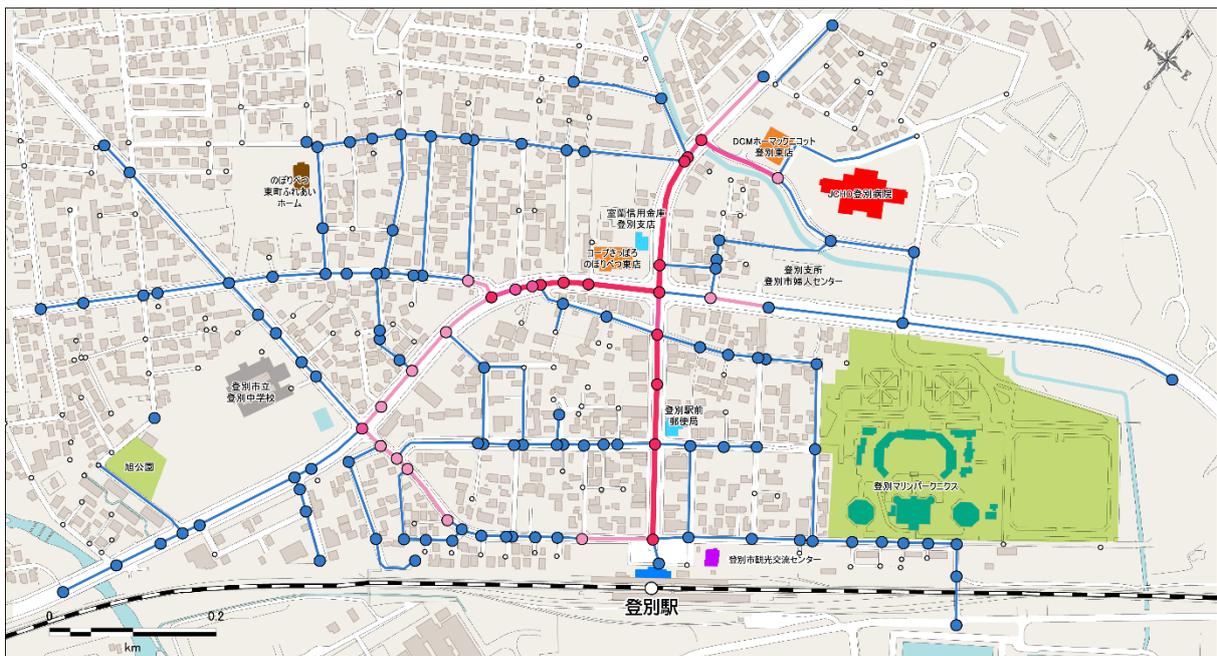
## ●危険を感じた場所・区間とその内容



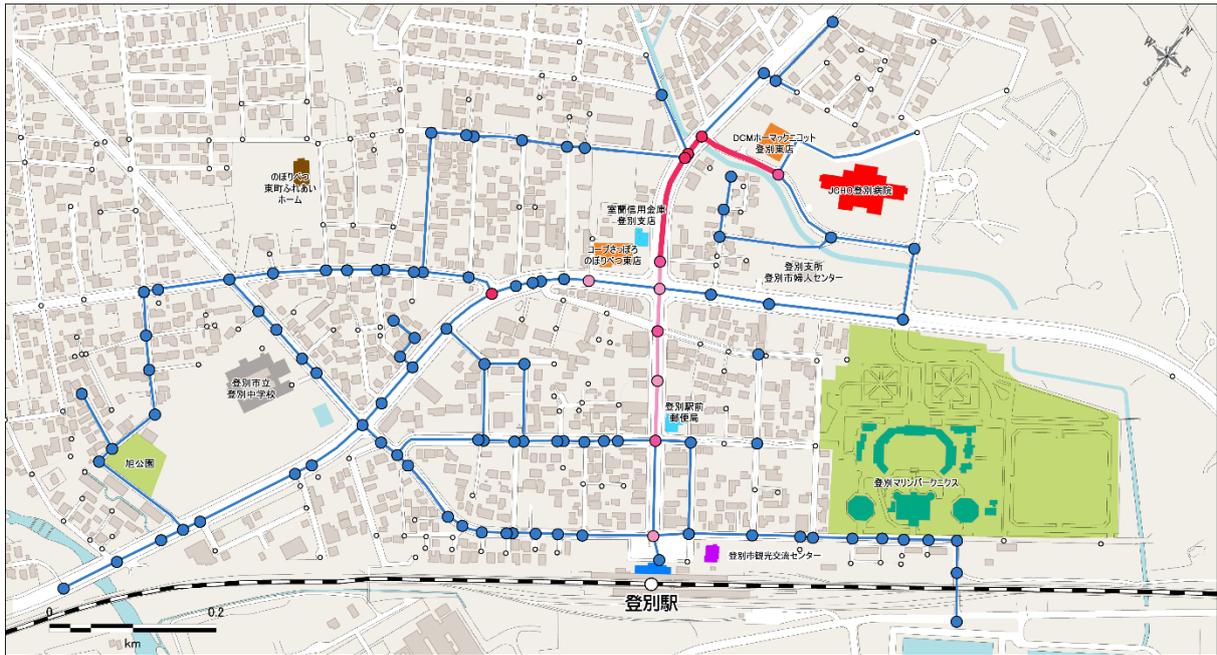
1.歩道上に段差があり、よくつまずく



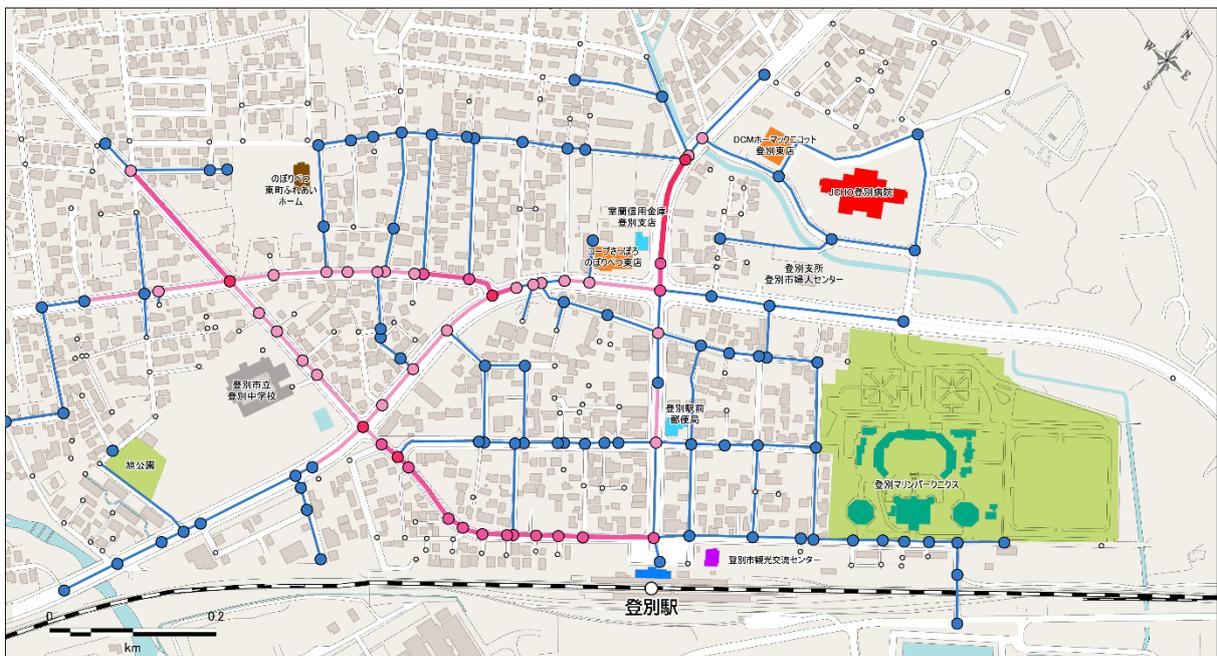
2.歩道の幅が狭い、または障害物があり通行しにくい



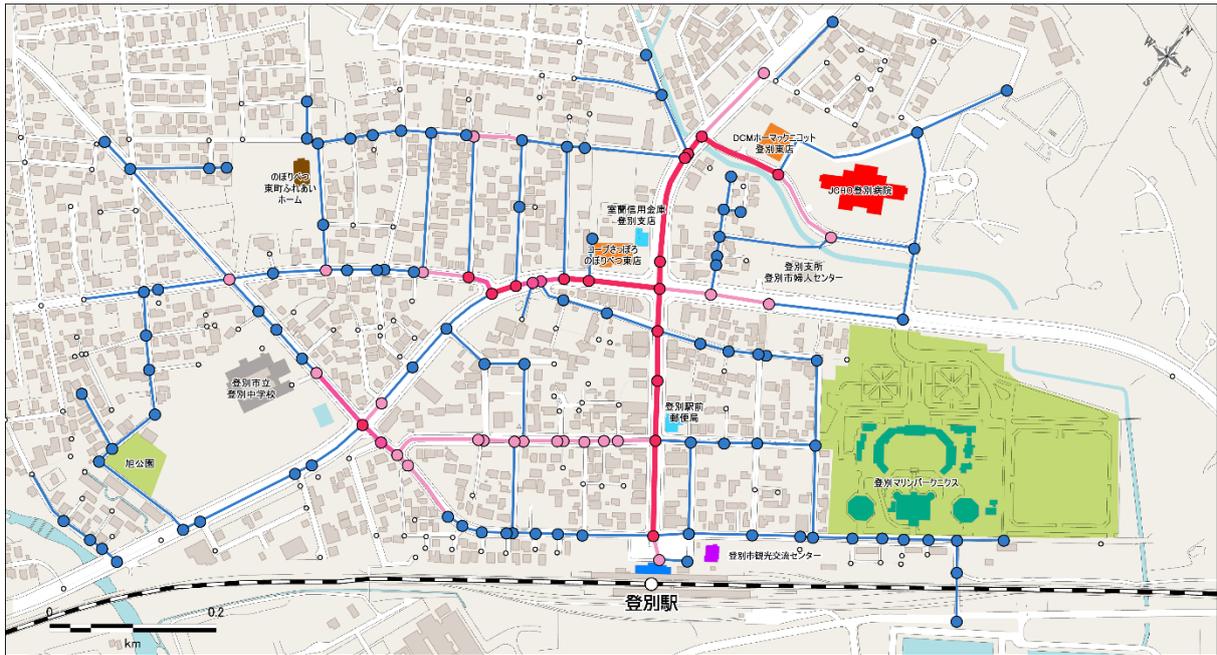
3.歩道を通行する自転車と衝突しそうになる



4.横断歩道が必要な箇所がない



5.街灯が少なく、暗くて危険



6.ベンチなど自由に休憩できる施設がない

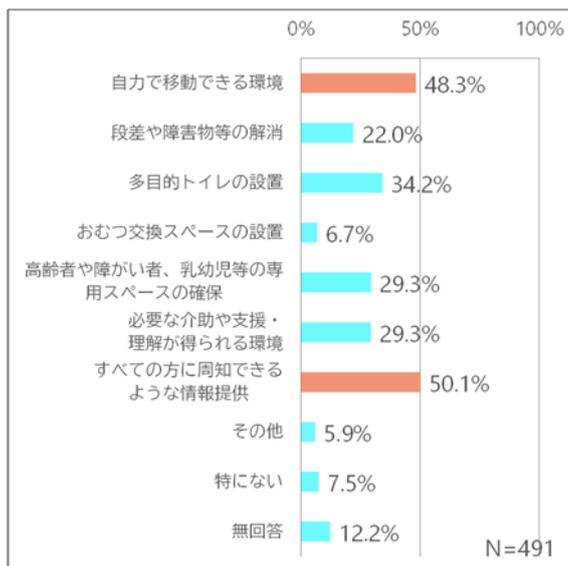
路線別の危険を感じた内容

路線名・区間	危険を感じた内容
<b>国道 36 号</b> (登別マリンパークニクス前 ~登別 5 号線)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道を通行する自転車と衝突しそうになる。</li> <li>・ベンチなど自由に休憩できる施設がない。</li> </ul>
<b>道道洞爺湖登別線</b> (東町 45 号線~国道 36 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道上に段差があり、よくつまずく。</li> <li>・歩道の幅が狭い、または障害物があり通行しにくい。</li> <li>・歩道を通行する自転車と衝突しそうになる。</li> <li>・横断歩道が必要な箇所がない。</li> <li>・街灯が少なく、暗くて危険。</li> <li>・ベンチなど自由に休憩できる施設がない。</li> </ul>
<b>道道登別停車場線</b> (登別駅前広場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道上に段差があり、よくつまずく。</li> <li>・歩道を通行する自転車と衝突しそうになる。</li> <li>・ベンチなど自由に休憩できる施設がない。</li> </ul>
<b>東町 45 号線</b> (道道洞爺湖登別線~ JCHO 登別病院前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチなど自由に休憩できる施設がない。</li> </ul>
<b>石山通り</b> (登別市観光交流センター前 ~登別 5 号線)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道上に段差があり、よくつまずく。</li> </ul>

## ⑦災害時のバリアフリー

Q6：あなたが災害発生時に避難場所へ求めることについてお答えください。

「すべての方に周知できるような情報提供」が 50.1%と最も多く、次いで「自力で移動できる環境」が 48.3%でした。

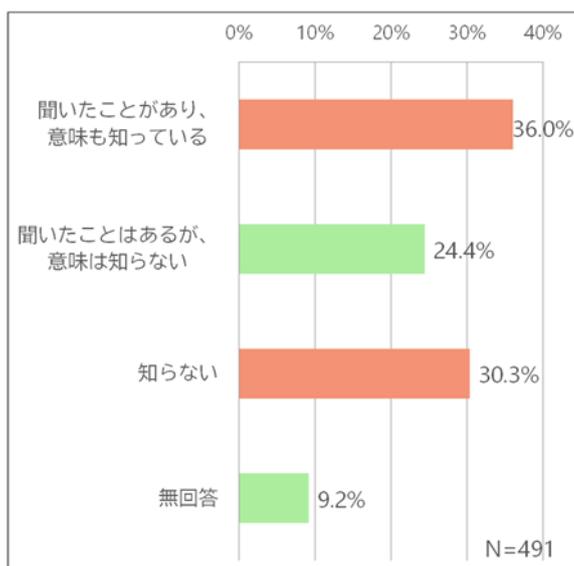


避難場所へ求めること（複数回答）

## ⑧心のバリアフリー

Q7：あなたは、「心のバリアフリー」という言葉を知っていますか。

「聞いたことがあります、意味も知っている」が 36.0%と最も多く、次いで「知らない」が 30.3%でした。



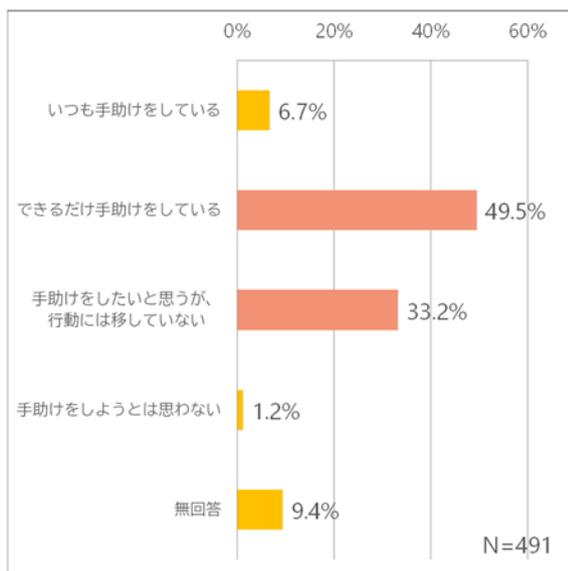
「心のバリアフリー」の認知度（単一回答）

Q8：あなたは、まちの中で困っている方（高齢者・障がい者等）がいた場合、声をかけて手助けをしますか。

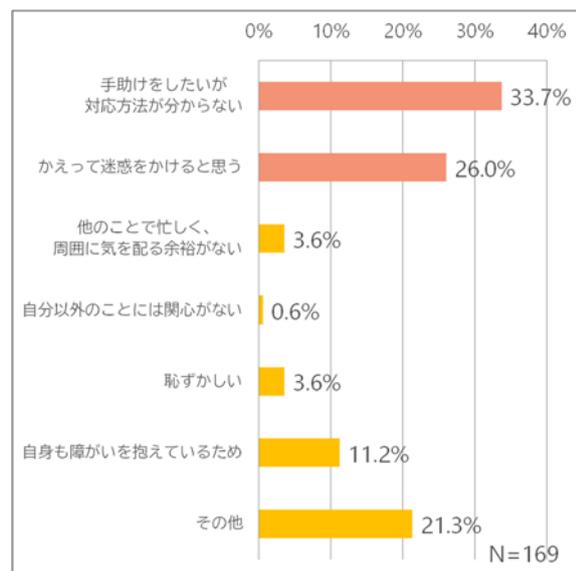
また、「手助けをしたいと思うが、行動には移していない」「手助けをしようと思わない」と回答した方は、その理由を教えてください。

「できるだけ手助けをしている」が 49.5%と最も多く、次いで「手助けをしたいと思うが、行動には移していない」が 33.2%でした。

また、「手助けをしたいと思うが、行動には移していない」「手助けをしようと思わない」と回答した方の理由については、「手助けをしたいが対応方法が分からない」が 33.7%と最も多く、次いで「かえって迷惑をかけると思う」が 26.0%でした。



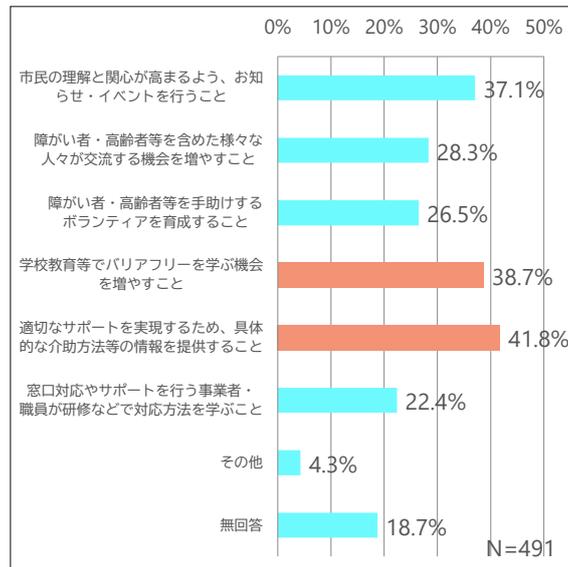
困っている方への手助け（単一回答）



手助けできていない理由（単一回答）

Q9：あなたが生活する中で「心のバリアフリー」を実現していくために、どのようなことが必要だと思いますか。

「適切なサポートを実現するため、具体的な介助方法等の情報を提供すること」が41.8%と最も多く、次いで「学校教育等でバリアフリーを学ぶ機会を増やすこと」が38.7%でした。



「心のバリアフリー」の実現に必要なこと（複数回答）

## 5-3 重点整備地区における課題

### (1) まち歩きの結果からみた課題

区分	課題
生活関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設への案内や周辺の点字ブロックの適切な配置、スロープの設置、身障者用駐車場の設置など、高齢者や障がい者だけでなく、観光客も含めたすべての方にとって利用しやすい環境が求められています。</li> </ul>
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活関連経路には歩道がおおむね整備されているものの、のぼりべつ東町ふれあいホームや旭公園までの経路など、片側または両側に歩道のない道路があります。</li> <li>歩道が整備された道路であっても、経年劣化により凸凹になっていたり、切り下げ部の勾配がきつかったりと、高齢者や障がい者には歩行しづらい状況です。</li> <li>交差点部においても、車道へ向けての勾配がきつかったり、横断時に青信号の時間が短かったりと、高齢者や障がい者には横断しづらい状況です。</li> <li>点字ブロックの劣化や音響装置が未設置の信号機もみられ、視覚障がいのある方の移動に支障をきたしている状況です。</li> <li>歩道上のマンホール周りの著しい劣化や水道管の仕切弁の飛び出しなどによる転倒のリスクや、一時停止線や横断歩道がないことにより事故のリスクが高まっているといった、早急に対応すべき課題もみられました。</li> </ul>

### (2) アンケート調査の結果からみた課題

区分	課題
登別駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>JR（登別駅）に対して困っている点として「エレベーターがない」の回答が最も多いことから、登別駅のエレベーター設置については住民からの関心が高いことが考えられます。</li> </ul>
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>道道洞爺湖登別線・道道登別停車場線及び石山通りにおいて、歩道の段差や幅員などに関する回答が多くみられました。</li> <li>その他、「歩道を通行する自転車と衝突しそうになる」といった通行人のマナーに関する回答や、「街灯が少なく、暗くて危険」といった防犯面に関する回答、「ベンチなど</li> </ul>

	自由に休憩できる施設がない」といった休憩施設の設置に関する回答が多くみられました。
災害時の バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所においては、「すべての方に周知できるような情報提供」といった情報面でのバリアフリー化に関する回答が最も多くみられました。</li> </ul>
心の バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知度については、およそ3人に1人が「知らない」と回答しています。</li> <li>・困っている方への手助けについては、約3割の方が手助けできていないと回答し、その半数以上が「対応方法がわからない」「かえって迷惑をかける」といった、知識不足や困っている方への遠慮を理由としている結果となりました。</li> </ul>

## 6章 登別駅周辺地区の整備方針

---

### 6-1 整備方針

登別駅周辺地区は、金融機関や学校、病院、スーパー等の生活に必要な施設が揃ったコンパクトなまちとして機能しており、また、登別観光の玄関口として多くの市民や観光客等が往来していることから、重点的にバリアフリー化を図る必要がある地区です。

このため、登別駅と各生活関連施設を結ぶ歩行者動線経路を整備するとともに、登別駅のバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者を含むすべての方が円滑に移動でき、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

### 6-2 施設等の課題への対応方針

登別駅周辺地区における登別駅、登別市立登別中学校、登別ビーチパーク、旭公園、及び生活関連経路として設定した各路線については、特定事業への位置づけを行い、バリアフリー化を進めます。

また、その他の生活関連施設については、各施設管理者との協議を行い、バリアフリー環境の改善・向上に努めます。

## 7章 実施すべき特定事業等に関する事項

### 7-1 特定事業の概要

重点整備地区のバリアフリー化を推進するため、特定事業を次項のとおり定め、生活関連施設及び生活関連経路の整備の早期実現を目指します。なお、特定事業を定めるにあたっては、まち歩きやアンケート調査により得た意見等を参考とします。

また、基本構想の策定後は、各施設管理者において特定事業計画を定めることとされています。

### 7-2 公共交通特定事業

#### (1) 整備方針

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」及び「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、登別駅の移動等円滑化を実施します。

#### (2) 対象施設及び整備内容

施設名 【管理者】	整備内容	整備 目標
登別駅 【北海道旅客鉄道(株)】	・エレベーターを新設する。(2基) ・乗換こ線橋を新設する。	短期

## 7-3 道路特定事業

### (1) 整備方針

「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」に基づき、生活関連経路の移動等円滑化の実施及び適切な維持管理を行います。

### (2) 対象路線及び整備内容

路線名・区間 【管理者】	整備内容	整備 目標
国道 36 号 (登別マリンパークニクス前～ 登別 5 号線) 【北海道開発局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインに基づき、地域と連携しながら整備を検討する。</li> <li>・歩道の点字ブロックについては、劣化状況に応じて設置替等を検討する。</li> <li>・砂・砂利の散乱や障害物等により通行上支障が生じた際には、適宜対応する。</li> </ul>	長期
道道洞爺湖登別線 (東町 45 号線～国道 36 号) 【北海道】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の補修の機会等を捉えて、バリアフリーに配慮した整備を検討する。</li> </ul>	長期
道道登別停車場線 【北海道】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインに基づく整備を検討する。</li> </ul>	長期
東町 45 号線 (道道洞爺湖登別線～ JCHO 登別病院前) 【登別市】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の点字ブロック設置を検討する。</li> <li>・歩道上の段差解消については、通行上著しく支障が生じている状況を確認できた時点で対応する。</li> </ul>	長期
東町 36 号線 【登別市】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の点字ブロックについては、劣化状況に応じて補修を検討する。</li> <li>・歩道上の段差解消については、通行上著しく支障が生じている状況を確認できた時点で対応するとともに、全体的な整備についても検討する。</li> <li>・歩道の勾配緩和を検討する。</li> </ul>	長期
石山通り (登別市観光交流センター前～ 登別 5 号線) 【登別市】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登別市観光交流センター前～道道登別停車場線の区間については、バリアフリーに配慮した整備を行う。 (令和 5 年度予定)</li> </ul>	短期
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の点字ブロック設置及び補修を検討する。</li> <li>・歩道上の段差解消については、通行上著しく支障が生じている状況を確認できた時点で対応するとともに、全体的な整備についても検討する。</li> <li>・歩道の勾配緩和を検討する。</li> </ul>	長期

<p>登別富浦路線 (国道 36 号～石山通り) 【登別市】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の点字ブロック設置及び補修を検討する。</li> <li>・歩道上の段差解消については、通行上著しく支障が生じている状況を確認できた時点で対応するとともに、全体的な整備についても検討する。</li> <li>・歩道の勾配緩和を検討する。</li> </ul>	長期
<p>登別 5 号線 (国道 36 号～旭公園前) 【登別市】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期改良時、バリアフリーに配慮した整備を検討する。</li> </ul>	長期
<p>東町 7 号線 (のぼりべつ東町ふれあいホーム前～登別 5 号線) 【登別市】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期改良時、バリアフリーに配慮した整備を検討する。</li> </ul>	長期

## 7-4 都市公園特定事業

### (1) 整備方針

「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、都市公園の移動等円滑化の実施及び適切な維持管理を行います。

### (2) 対象施設及び整備内容

施設名 【管理者】	整備内容	整備目標
登別ビーチパーク 【登別市】	・バリアフリーの構造基準に合致するよう、園路を改良する。	長期
旭公園 【登別市】	・東屋の周りの段差解消を行う。	短期
	・公衆トイレに向かう園路の整備を検討する。	長期

## 7-5 建築物特定事業

### (1) 整備方針

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」に基づき、生活関連施設の移動等円滑化の実施及び適切な維持管理を行います。

### (2) 対象施設及び整備内容

施設名 【管理者】	整備内容	整備目標
登別市立登別中学校 【登別市】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模改修時に出入口の段差解消を検討する。</li> <li>・大規模改修時にスロープ設置を検討する。</li> </ul>	長期

## 8章 バリアフリー化の推進に向けて

### 8-1 心のバリアフリーの推進

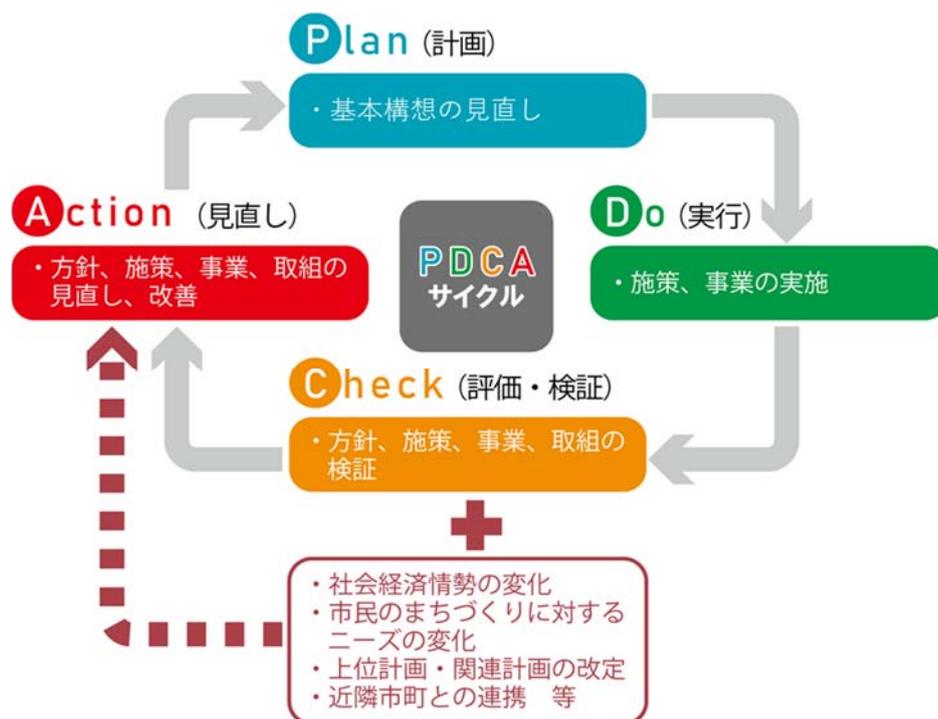
地域のバリアフリーを実現するためには、施設整備のようなハード面の取組だけでなく、高齢者や障がい者等の特性を理解し、支え合うという「心のバリアフリー」が重要となります。

そのため、「認知症サポーター養成講座」や「あいサポーター養成講座」等の市民向けの研修を継続し、福祉教育の充実に努めるとともに、各種講演会や行事等のあらゆる機会を通じて、ノーマライゼーション理念や地域福祉の重要性、さらにはちょっとした手助けを何気なく行えるようなボランティア意識について普及啓発を図ります。

### 8-2 継続的なバリアフリー化の推進

基本構想の策定後は、各施設管理者により特定事業計画を策定し、それに基づいて事業が実施されることとなりますが、今後も市民意見の反映などによる事業の検証や、継続的な改善・向上に取り組むため、行政や施設管理者により事業の進行管理を行う体制を構築し、バリアフリー化の着実な推進を継続的に図っていくこととします。

また、段階的なバリアフリー化の推進に努めるため、基本構想に位置づけている特定事業が完了した後も、社会情勢や市民ニーズの変化等に応じて適切な見直しを行っていくことが必要となります。



継続的な取組のイメージ (PDCA サイクル)

## 参考資料

### ●基本構想策定の経緯

#### (1) 会議等の開催内容

名称	開催日	内容
第1回 策定協議会	令和4年(2022年) 7月1日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想策定の概要</li> <li>・基本構想策定に係るスケジュール</li> <li>・重点整備地区等の設定(案)</li> <li>・アンケート調査・まち歩き概要</li> </ul>
まち歩き・ 意見交換会	令和4年(2022年) 7月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4グループによるまち歩きの実施 (車いす体験を含む)</li> <li>・グループ内でのまち歩き結果の共有</li> </ul>
アンケート 調査	令和4年(2022年) 8月17日(水)～ 令和4年(2022年) 8月31日(水)	登別駅周辺地区に居住する満16歳以上の男女を対象に、登別駅や周辺施設、道路、公共交通機関の利用状況及びバリアフリー化に対する住民ニーズの把握を目的としたアンケート調査を実施。
第2回 策定協議会	令和4年(2022年) 10月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の結果報告</li> <li>・基本構想(素案)の概要</li> </ul>
第3回 策定協議会	令和4年(2022年) 11月22日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想(案)の概要</li> </ul>
パブリック コメント	令和4年(2022年) 月 日( )～ 令和5年(2023年) 月 日( )	基本構想(案)に係る意見公募を実施。

## (2) 策定協議会 委員名簿

氏名	所属団体等	設置要綱に基づく区分
有村 幹治	室蘭工業大学 教授	学識経験者
峯岸 邦行	北海道旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部工務部管理課 副課長	公共交通事業に従事する者
伊藤 晴美	道南バス株式会社 営業管理部長	
松本 崇之	登別ハイヤー株式会社 代表取締役	
木村 尚司	室蘭ハイヤー株式会社 代表取締役	
齋藤 嘉之	北海道開発局室蘭開発建設部 室蘭道路事務所長	道路管理者
村井 幸一	北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部 登別出張所長	
秋山 優太	北海道札幌方面室蘭警察署 交通第一課長	公安委員会の職員
藤江 紀彦	登別市社会福祉協議会 常務理事	福祉団体等の活動に従事する者
青木 明美	登別市障害者福祉関係団体連絡協議会 副会長	
中川 信市	登別市連合町内会 会長	市民団体等の活動に従事する者
木村 純一	登別市老人クラブ連合会 会長	
山口 賢治	登別まちづくり促進期成会 理事	
田淵 純勝	登別市市民自治推進委員会 めくもり部会長	
戸井 肇	登別市子ども会育成連絡協議会 会長	
山本 富美子	登別商工会議所 女性会会長	経済団体等の活動に従事する者
大野 薫	登別国際観光コンベンション協会 専務理事	
成田 光男	登別商店会 会長	
三澤 由比子	キウシト湿原・登別 理事長	公募による市民
松本 憲一	北海道運輸局交通政策部 バリアフリー推進課長	行政機関等の職員
松田 毅	登別市 総務部長	
千葉 浩樹	登別市 市民生活部長	
沼田 久人	登別市 保健福祉部長	
森元 俊明	登別市 観光経済部長	
南 三明	登別市 都市整備部長	
堀井 貴之	登別市 教育部長	

## ●上位計画・関連計画

### (1) 上位計画

#### ア) 登別市総合計画第3期基本計画

計画期間	平成28年度(2016年度)～令和7年度(2025年度)
バリアフリーに関する記述	<p><b>第1章 やさしさと共生するまち【P4】</b></p> <p><b>第1節 誰もが安心して暮らせるまちをつくる【P5】</b></p> <p>Ⅱ.高齢者福祉の確立</p> <p>1 長寿社会の基盤づくり</p> <p>③高齢者の生活基盤の整備</p> <p>⇒バリアフリーに配慮した公共施設や暮らしやすい住宅環境など、高齢者の生活基盤整備に努めます。</p> <p>Ⅲ.障がい者(児)福祉の確立</p> <p>1 障がい者(児)への理解</p> <p>①心のバリアをなくす市民意識の醸成</p> <p>⇒障がいのある人もない人もすべての市民が、相互に理解を深めるための交流や啓発の促進に努めます。</p> <p>2 障がい者(児)の自立支援</p> <p>⑥生活環境の整備</p> <p>⇒障がい者(児)に配慮した公共施設等の整備・改善の推進に努めます。</p> <p><b>第3節 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる【P23】</b></p> <p>I.子育ての不安と負担の軽減</p> <p>3 子育て環境の整備</p> <p>①保育所、幼稚園等における保育・教育の充実及び環境の整備</p> <p>⇒施設のバリアフリー化など子どもたちが活用しやすい施設の環境の整備を図ります。</p>

イ) 第2期登別市まち・ひと・しごと創生総合戦略

計画期間	令和2年度（2020年度）～令和7年度（2025年度）
バリアフリーに関する記述	<p><b>第3章 第2期総合戦略【P50】</b></p> <p><b>5. 具体施策と数値目標【P59】</b></p> <p>基本目標2 安心して老いを迎えることができるまちへ</p> <p>a) 高齢者福祉の確立</p> <p>b) 自立した暮らしへの支援</p>

ウ) 登別市強靱化計画

計画期間	令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）
バリアフリーに関する記述	<p><b>3 登別市強靱化の基本的な考え方【P23】</b></p> <p><b>4. 脆弱性評価及び推進方針【P25】</b></p> <p>カテゴリー1：人命の保護</p> <p>1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生</p> <p>1-1-c 避難場所等の指定・整備・普及啓発</p> <p>⇒避難施設となっている都市公園等の計画的な整備（登別市都市公園整備事業等、都市公園施設長寿命化計画に基づく公園の補修）を行うとともに、災害の種類や規模によっては避難所での生活が長期化することも予想されるため、福祉避難所の確保の推進、避難所の開設・運営等に関するマニュアルの更新や訓練等を実施し、対応体制の向上に努めます。</p>

## (2) 関連計画

### ア) 登別市都市計画マスタープラン

計画期間	令和4年度(2022年度)～令和23年度(2041年度)
バリアフリーに関する記述	<b>3章 全体構想【P51】</b> <b>2.まちづくりの方針【P56】</b> (2) 交通体系の方針 ②誰もが使いやすく景観に配慮した道路整備 ⇒案内サインなどの充実を図り、ユニバーサルデザインに配慮した道づくりに努めます。 ③地域に即した公共交通ネットワークの構築 ⇒高齢化社会にも配慮した交通のあり方を検討します。 ⑤安全・安心な歩行空間の整備 ⇒高齢者や障がい者などが安心してスムーズに移動できるよう、道路空間のバリアフリー化を推進します。

### イ) 登別市立地適正化計画

計画期間	令和4年度(2022年度)～令和23年度(2041年度)
バリアフリーに関する記述	<b>8章 誘導施策【P102】</b> <b>2.都市機能に関する施策【P105】</b> (5) 登別駅周辺の賑わいある拠点形成 ⇒登別駅前広場の整備により、交通結節点としての機能向上及びバリアフリー化を図るとともに、まちの雰囲気をもっと引き立たせる無電柱化の検討を行うなど、まちなみ景観の形成に努めます。

ウ) 登別東地区都市再生整備計画

計画期間	令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）
バリアフリーに関する記述	<p>&lt;計画区域の整備方針&gt;          【情報発信拠点施設を中核とした賑わいのあるまちづくり】</p> <p>⇒（仮称）登別市情報発信拠点施設の整備にあたり、老朽化や耐震安全性の不足、バリアフリー未対応等の課題を抱える当地区の既存公共施設を集約し、地域住民等施設利用者の安全安心の確保と利便性の向上を図るとともに、人口減少を見据えたコンパクトなまちづくりを推進する。</p>

エ) 第3期登別市地域福祉計画

計画期間	令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）
バリアフリーに関する記述	<p><b>第3章 第2期計画における取組の成果と課題【P18】</b></p> <p><b>1. 共に支え合うまちづくり【P18】</b></p> <p>(1) ノーマライゼーション理念の普及</p> <p>⇒認知症サポーター養成講座やあいサポーター養成講座など市民向けの研修を継続し、福祉教育の充実に努めるとともに、各種講演会や行事などのあらゆる機会を通じてノーマライゼーション理念や地域福祉の重要性について普及啓発を図ります。</p> <p><b>4. やさしさに満ちたまちづくり【P34】</b></p> <p>(1) 障がい者（児）への理解</p> <p>⇒障がいや障がいのある人に対する正しい理解が得られるよう、広報紙、各種講演会、福祉教育などあらゆる機会を通じて、ハートバリアフリーやノーマライゼーション理念の普及啓発を行います。</p> <p>⇒町内会や小学校等と連携を図り、「ちょっとした手助け」をする応援者（あいサポーター）を養成する「あいサポーター研修」を行うことなどより、あいサポート運動の輪を広げます。</p>

才) 第3期登別市障がい者支援計画

計画期間	令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)
バリアフリーに関する記述	<p><b>第1章 第6期障がい者福祉計画【P17】</b></p> <p><b>第1節 障がいへの理解の促進【P18】</b></p> <p>1.障がいへの理解と福祉のまちづくりの推進 ⇒障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重できるよう、障がいへの理解を深めるための啓発や交流を促進します。</p> <p>2.差別の解消と権利擁護の推進 ⇒障がいを理由とする差別の解消や権利擁護に関する理解の促進を図るため、市民に対して、正しい知識や各種制度の普及啓発を行います。</p> <p><b>第4節 療育・教育の充実【P30】</b></p> <p>2.教育施策の充実 ⇒特別支援教育に関する校内委員会や特別支援教育コーディネーターを中心に、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援計画・指導計画に基づき、適切な指導や支援に努めます。 また、特別支援学校、児童相談所等の各関連機関、登別市特別支援教育振興協議会等の各種団体と連携を図り、特別支援教育の充実に努めます。</p> <p>3.福祉教育の推進 ⇒子どもや障がいのある人、地域に住む住民同士が様々な出会いとふれあい・交流等を通して、いのちの尊さや思いやりの心を培い「ともに生きる力」を育むことを目的とした福祉教育を推進し、福祉豊かな地域共生社会の実現をめざします。学校教育においては、障がいのある児童生徒とない児童生徒が、日常的な交流や共同体験を通じて互いに理解を深め、豊かな人間性を育めるよう交流教育を推進します。</p> <p><b>第7節 生活環境の整備【P40】</b></p> <p>1.障がいのある人にやさしいまちづくりの推進 ⇒障がいのある人の日常生活の支援と社会参加を促進するため、バリアフリー化の推進を図り、障がいのある人に配慮した公共施設の整備・改修に努めます。</p> <p>3.道路・公園施設の整備</p>

	<p>⇒障がいのある人の利用に配慮した道路・公園等の整備に努めます。</p> <p><b>第8節 情報提供の充実【P46】</b></p> <p>1.情報提供の充実</p> <p>⇒障がいのある人が可能な限り意思疎通手段を選択でき、また、Eメールや点字等による情報の取得や活用のための手段も選択できるよう、障がいの種別や特性に配慮し、情報提供の機会の拡大と内容の充実に努めます。</p> <p>また、「登別市ぬくもりある手話条例」に基づき、手話の使いやすい環境をつくるための施策の展開に努めます。</p>
--	--

カ) 登別市地域公共交通計画

計画期間	令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）
バリアフリーに関する記述	<p><b>4 目標を達成するための施策【P54】</b></p> <p>4-1 目標ごとの施策内容</p> <p>(1) 目標① 公共交通の維持を目的とした便数・経路の見直しに係る施策</p> <p>施策名：持続可能な公共交通体系構築のための路線の見直し</p> <p>⇒JR 登別駅周辺は観光客等をはじめとする多様な属性が集まることから、誰もが安心して移動できるバリアフリー化に向けた整備を検討します。</p>

キ) 登別市公共施設等総合管理計画及び登別市公共施設等個別施設計画

計画期間	平成28年度（2016年度）～令和37年度（2055年度）
バリアフリーに関する記述	<p><b>第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針【P20】</b></p> <p>4-2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方</p> <p>(5) ユニバーサルデザイン化の推進</p> <p>⇒公共施設等の整備・改修に当たっては、「登別市障がい者支援計画」等に基づき、利用者の性別や年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが利用しやすい施設づくりに努めます。</p>

ク) 登別市教育振興基本計画

計画期間	令和元年度（2019年度）～令和10年度（2028年度）
バリアフリーに関する記述	<p><b>第1章 学校教育の推進【P3】</b></p> <p><b>重点Ⅱ 地域に根ざした魅力ある学校づくり【P15】</b></p> <p>施策3 教育環境の充実</p> <p>④特別支援教育の体制づくり</p> <p>⇒特別支援教育に関する校内委員会や特別支援教育コーディネーターを中心に、一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援計画・指導計画に基づき、適切な指導や支援に努めます。特別支援学校、児童相談所等の各関連機関、登別市特別支援教育振興協議会等の各種団体との連携を図り、特別支援教育の充実に努めます。</p>

ケ) 第8期登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

計画期間	令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）
バリアフリーに関する記述	<p><b>第4章 地域包括ケアシステムの深化・推進【P24】</b></p> <p>3 認知症施策の推進</p> <p>⇒認知症は誰もがなりうるものであり、多くの方にとって身近なものになっていることを正しく理解し、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視しながら、「共生」社会の実現を目指し、「認知症バリアフリー」のまちづくりを推進します。</p> <p>4 地域ケア会議の推進</p> <p>⇒高齢者本人や家族、民生委員・児童委員や町内会等の地域の支援者を含めた医療・介護・福祉・保健等の多職種のネットワーク形成と生活支援体制整備事業とも連動した自助・互助・共助・公助を組み合わせた多様な社会資源の総合調整により、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域ケア会議の活用を推進します。</p>

コ) (仮称) 登別市情報発信拠点施設のあり方

計画期間	令和元年度（2019年度）～令和5年度（2023年度）
バリアフリーに関する記述	<p>2 (仮称) 登別市情報発信拠点施設の整備に向けた考え方【P4】</p> <p>(2) 公共施設の集約化</p> <p>⇒「登別市婦人センター」及び「登別公民館」が抱える課題（老朽化、耐震安全性の不足、バリアフリー未対応等）について、新たな施設整備（エレベーターの設置等）により解決し、施設利用者の安全安心の確保と利便性の向上を図ると同時に、施設の維持・管理に要するランニングコストの軽減など、財政的効率性の向上を図ります。</p>

サ) 第11次登別市交通安全計画

計画期間	令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）
バリアフリーに関する記述	<p>第2部 推進する施策【P12】</p> <p>第1章 道路交通の安全【P12】</p> <p>1. 道路交通環境の整備</p> <p>(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備</p> <p>ア 生活道路における交通安全対策の推進</p> <p>⇒交通事故の多いエリアにおいて、行政や地域住民等が連携し、子どもや高齢者が安心して通行できる道路空間の確保を図ります。</p> <p>生活道路については、歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、最高速度30km/hの区域規制等を実施する「ゾーン30」の整備について検討するほか、見やすくわかりやすい高輝度道路標識の設置、信号灯器のLED化、音響で信号表示の状況を知らせる音響式信号機の設置等を推進します。</p>

## シ) 室蘭都市圏都市交通マスタープラン

計画期間	平成 30 年度（2018 年度）～令和 17 年度（2035 年度）
バリアフリーに関する記述	<p><b>15. 都市交通マスタープランの施策【P84】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●道路交通の施策<ul style="list-style-type: none"><li>施策2 高齢者・観光客の需要を勘案した交通安全対策の実施<ul style="list-style-type: none"><li>⇒高齢者に配慮した居住区域内での交通安全対策の推進</li></ul></li></ul></li><li>●公共交通（生活交通）の施策<ul style="list-style-type: none"><li>施策2 乗り継ぎ拠点と円滑な交通支援体制の構築による戦略的なシームレス化<ul style="list-style-type: none"><li>⇒乗継拠点の充実（交流空間・待合空間の整備、バリアフリー化、Wi-Fi の設置）</li></ul></li></ul></li></ul>

## ●用語解説

見出し	用語	解説
あ行	アクセス	ある地点までの経路、または交通手段等のこと。
	移動等円滑化	高齢者・障がい者等の日常生活や社会生活における移動や施設の利用の際に係る身体の負担を軽減し、その移動上または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。
か行	グレーチング	鋼材を格子状に組んだ溝蓋で道路の排水路にかける蓋のこと。
	交通結節点	鉄道駅やバスターミナルといった交通機関が集積する場所において、交通機関相互の乗り換え・乗り継ぎといった接続機能のこと。
	心のバリアフリー	建物や道路などにおける「物理的な障壁（バリア）」の他に、人の考えや気持ちなどの「こころの障壁（バリア）」があり、施設のバリアフリー整備の不完全さを補う、心遣いや気配りのこと。
さ行	身障者用駐車場	障がいのある人が円滑に利用できるように、幅が 3.5m 以上で、障がい者用であることが見やすく表示されている駐車スペースのこと。
	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定められた範囲の障がい程度に該当すると認定された人に交付される手帳のこと。
	障壁（バリア）	高齢者や障がい者等の社会的に制約を受けやすい人々が、社会生活に参加する上で生活の支障となる障害や壁となるバリアのことで、一般に「物理的なバリア」「制度的なバリア」「文化情報面のバリア」「意識上のバリア」の 4 つのバリアがあるとされている。
	精神障害者保健福祉手帳	精神疾患を有する人のうち、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象に交付される手帳。
た行	特定事業計画	基本構想で定められた重点整備地区内において、各施設管理者が実施する事業の場所、内容、予定期間、その他配慮すべき事項を定めた計画のこと。
な行	ノーマライゼーション	高齢者や障がい者等の社会的に制約を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方のこと。
は行	バリアフリー	高齢者や障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという考え方のこと。
や行	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
	要介護（要支援）認定	介護保険によるサービスを希望する被保険者に対し、介護が必要であるかどうか、どの程度必要であるかを判定するもの。
ら行	療育手帳	児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に交付される手帳。

登別駅周辺地区バリアフリー基本構想

令和〇年（〇〇〇〇年）〇月

発行：登別市

編集：登別市 都市整備部 都市政策グループ

登別市中央町 6 丁目 11 番地